

平成29年度第3回江東区外部評価委員会（A-②）

1 日 時 平成29年7月14日（金）
午前9時30分 開会 午後12時10分 閉会

2 場 所 江東区役所7階 第71会議室

3 出席者

(1) 委 員

吉 武 博 通

植 田 みどり

宮 澤 正 泰

(2) 関係職員出席者

[施策11]

こども未来部長	伊 東 直 樹
教育委員会事務局次長	石 川 直 昭
福祉部 障害者支援課長	山 崎 岳
こども未来部 子育て支援課長	堀 田 誠
こども未来部 保育課長	石 井 康 弘
教育委員会事務局 庶務課長	杉 田 幸 子
教育委員会事務局 学務課長	油 井 教 子
教育委員会事務局 放課後支援課長	池 田 良 計
こども未来部 子育て支援課 庶務係長	石 渡 貞 彦
こども未来部 子育て支援課 こども家庭支援係長	加 瀬 尚 紀
こども未来部 子育て支援課 要保護支援担当係長	田 尻 由 紀
教育委員会事務局 庶務課 社会教育担当係長	杉 本 千 代

[実現③]

政策経営部長	押 田 文 子
区民部長	山 岸 了
政策経営部 企画課長	炭 谷 元 章

政策経営部 財政課長	岩瀬 亮太
政策経営部 計画推進担当課長	日野 幸男
区民部 納税課長	青柳 幸恵
政策経営部 企画課 企画担当係長 (計画)	岩田 勉
政策経営部 財政課 予算担当係長	小野木 一貴
政策経営部 財政課 予算担当係長	小池 かおる
区民部 納税課 収納推進係長	鈴木 賢
区民部 納税課 徴収第一係長	喜多 学

(3) 事務局

政策経営部長	押田 文子
政策経営部企画課長	炭谷 元章
政策経営部財政課長	岩瀬 亮太
政策経営部計画推進担当課長	日野 幸男

4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策11 「地域ぐるみの子育て家庭への支援」ヒアリング
3. 計画の実現に向けて③「自律的な区政基盤の確立」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・委員名簿
- ・意見シート（施策11、実現③）※外部評価モニターのみ
- ・出席職員名簿（施策11、実現③）
- ・席次表（施策11、実現③）
- ・施策実現に関する指標に係る現状値の推移（施策11、実現③）
- ・事業概要一覧（施策11、実現③）

- ・ 施策評価シート（施策11、実現③）
- ・ 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策11、実現③）

午前 9時30分 開会

○吉武班長 皆さん、おはようございます。また外部評価モニターの皆様、朝から、暑い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻より少し早いかもしれませんが、第3回の江東区外部評価委員会のA班のヒアリングの2回目を行いたいと思います。

今日は、委員は3名全員そろっております。

本日1名の傍聴者の方がいらっしゃいます。既に傍聴者席に着いておられます。よろしくお願ひします。

それから、外部評価モニターの方々とは今日、14名の方々にご出席をいただいております。少し長時間になりますが、よろしくお願ひします。終わりのほうで、それぞれの回で15分前後、質疑応答でご意見をいただく時間をとっておりますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」と計画の実現に向けて③「自律的な区政基盤の確立」という、この2つの施策でございます。

はじめにお手もとの資料の確認をお願いしたいと思います。席上に配付されております会議資料がありますが、それと番号をごらんいただきまして、不足がありましたら、こちら側におります事務局職員までお願いしたいと思います。ご確認をいただけますでしょうか。また途中でも何かありましたら、適宜、こちらのほうに合図をしていただければと思います。

それではヒアリングに入りたいと思います。最初に委員の紹介をさせていただければと思います。

私は、全体の委員長とともにA班の班長をしております首都大学東京の理事で、3月まで筑波大学の教授をやっておりました吉武と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、植田先生から。

○植田委員 おはようございます。文部科学省にあります国立教育政策研究所で研究しております植田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮澤委員 千葉県習志野市の会計管理者をしております宮澤正泰と申します。よろしくお願ひいたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、区側からご紹介をいただければと思います。お手もとの名簿の順番でお願いしたいと思います。

- 伊東子ども未来部長 おはようございます。本日、施策11の施策主管部長となります、子ども未来部長の伊東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石川教育委員会事務局次長 おはようございます。教育委員会事務局次長の石川でございます。よろしくお願いいたします。
- 山崎福祉部障害者支援課長 おはようございます。福祉部障害者支援課長の山崎です。よろしくお願いいたします。
- 堀田子育て支援課長 おはようございます。子ども未来部子育て支援課長の堀田でございます。施策11の主管課になります。よろしくお願いいたします。
- 石井保育課長 子ども未来部保育課長の石井と申します。よろしくお願いいたします。
- 杉田庶務課長 教育委員会事務局庶務課長の杉田と申します。よろしくお願いいたします。
- 油井学務課長 学務課長の油井と申します。よろしくお願いいたします。
- 池田放課後支援課長 放課後支援課長の池田と申します。よろしくお願いいたします。
- 石渡庶務係長 子ども未来部子育て支援課庶務係長の石渡と申します。よろしくお願いいたします。
- 加瀬子ども家庭支援係長 おはようございます。同じく子育て支援課子ども家庭支援係長の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。
- 田尻要保護支援担当係長 おはようございます。同じく子育て支援課要保護支援担当係長の田尻と申します。よろしくお願いいたします。
- 杉本社会教育担当係長 教育委員会事務局庶務課社会教育担当係長の杉本と申します。よろしくお願いいたします。
- 吉武班長 どうもありがとうございました。
- それでは、子ども未来部長から施策11につきまして、その現状と課題、今後の方向性などにつきまして、事務事業や施策の体系、指標の位置づけ等を絡めまして、15分ぐらいでご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 伊東子ども未来部長 では、よろしくお願いいたします。お手もとの資料、施策11のA3の資料をごらんいただきまして、こちらの資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まずA3の資料、施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」でございますが、左側の1にございます「施策が目指す江東区の姿」です。地域全体で子育て家庭を支える仕組み

を築き、親子が安心して暮らせる町を目指すとしてございます。

次に2の「施策を実現するための取り組み」でございます。本区では、児童虐待防止対策の推進と地域・家庭における教育力の向上の2点について取り組むこととしてございます。まず①の児童虐待防止対策の推進として、児童虐待防止と早期発見につながるよう、関係機関と地域の連携体制を充実・強化するとともに、啓発活動等に取り組めます。また②の地域・家庭における教育力の向上として、家庭教育に関する講座や相談事業等を実施するほか、地域における活動を積極的に支援してまいります。

それでは、施策11においてどのような事業を実施しているのか、ごらんいただくために、お手もとにもう一枚、A4で横の資料になりますが、字が細かくて申しわけないのですが、「事業一覧（平成29年度施策別）」というものが施策11でございますので、ごらんいただきたいと思えます。

施策11では「地域ぐるみの子育て家庭への支援」として、児童虐待対応事業から家庭教育学級事業まで、こちらに記載してございます6事業を実施しております。平成29年度予算欄がありますが、平成29年度では、こどもショートステイ事業をレベルアップして、6事業の予算総額でございますが、ちょうど黒で白抜き数字になってございますが、予算総額は4,476万9,000円、28年度と比較いたしまして28.4%の増となっているところでございます。これらの事業を実施してございます。

それではもう一度、A3の施策11の資料にお戻りいただきたいと思えます。左側にございます3-1でございます。「施策に影響を及ぼす環境変化・区民要望・ニーズの変化」です。様式では、5年前から現在までと今後5年間の予測に分けて記載をしてございます。まず表の左側、5年前から現在まででございます。本区では以前から、児童虐待が深刻な事態とならないよう、また再発の予防に向けて、要保護児童対策地域協議会というものを設置いたしまして、関係機関との連携を図ってございます。この要保護児童対策地域協議会でございますが、この協議会は児童福祉法にもとづいて設置されている協議会でございまして、全国の自治体で努力義務ということでございますが、全国のすべての自治体の一様の取り組みということで設置することになってございまして、江東区では設置している協議会でございます。この協議会の中では、児童福祉に関する関係機関が連携して児童の保護に当たることを目的として活動してございまして、例えば区内の小中学校ですとか、あるいは警察署、医師会などの代表で、大体50団体がございまして、構成されている協議会の中で連携を図っているところでございます。また虐待通告等の確認や対応につきまし

ては、東京都との間で基本的な対応ルールを決めてございまして、こちらにつきましては、これを東京ルールと呼んでございしますが、都の児童相談所と江東区の間で緊密な連携を図っているところでございます。

一方で、全国で児童の虐待児を発見できずに、数年間経過した重大事案が複数件発生したことを受けまして、平成26年度より居住実態が把握できない児童に関する調査が国で始まりまして、本区でも母子保健、児童手当等給付業務、就学業務等と共同で調査に取り組んでいるところでございます。これらの事業のデータの突き合わせによりまして、いずれの行政サービスも受けていないという不明な児童がいるかどうかを調査しているところでございます。また平成27年度からは、児童相談所の全国共通ダイヤルが3けた化され、189（イチハヤク）ということで運用が始まってございます。さらに昨年5月に児童福祉法が改正され、区市町村においても、子ども家庭総合支援拠点の設置が示されたほか、特別区において児童相談所が設置できることとなったところでございます。また家庭教育支援の関係については、下から2段目以降に、教育基本法によって施策を推進する根拠が位置づけられてきた経過を記載しておりますが、家庭教育学級への参加人数は年度により増減はありますが、全体として少しずつ増加している状況にございます。

次に表の右側の今後5年間の予測についてですが、本区の人口は近年、急激に増加しておりまして、児童人口の増加に伴い、児童虐待の相談対応件数の増加が懸念されているところでございます。また昨年の児童福祉法の改正で、児童相談所への通告事案であっても、より身近な地域の関係による支援が適切であると判断された事案につきましては、都の児童相談所で扱うのではなくて区市町村で扱う、対応するようになったため、従来は東京都が担当していた事案が区へ移管されるケースが今後見込まれるところでございます。本区は、これまでも虐待事案についてしっかりと対応してまいりましたが、今後、児童虐待対応における区の役割はますます大きくなってきますので、関係機関との連携を一層強化するとともに、区の実力の強化充実を図っていく必要があると考えているところでございます。また家庭教育関係では、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭、孤立し、多様な困難を抱える家庭の増加が懸念されるところでございます。地域・家庭の教育力の低下の結果として、生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大などの問題を抱える子どもが増えて、親の抱える課題が深刻化し、家庭・学校・地域の連携や社会全体での教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まると予測しているところでございます。また家庭教育関係ですが、臨海部の人口、対象世帯の急増により、子育て関連施設の不足や地域の中で

の支援者の不在等が課題となってくると分析しているところでございます。

下段の3-2につきましては該当がないために、2ページの4、「施策実現に関する指標」に移ります。指標44、児童虐待相談対応件数は、ごらんのとおり、右肩上がりが増加してございます。平成28年度は年間671件となっております。この数値は区が対応した件数であり、江東区内では別途、都の江東児童相談所が対応している事案がございませう。

指標45でございます。虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、28年度は42.8%となっております。27年度は児童相談全国共通ダイヤルが始まった年ではございますが、区民の関心が高まったものと考えられます。区としては目標値へ向けたさらなる周知啓発に努める必要があると考えております。

指標46でございます。地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数は、平成27年度は2,725名まで伸び、28年度は2,294名となっておりますが、目標を上回る数字となっております。これは女性就業者や男性の参加が増加して、家庭教育についての学習ニーズの高まりを反映していると考えられます。

次に施策5、「コストの状況」でございます。表の中にあります平成29年度予算で見ますと、職員の人件費を含めました全体の経費（トータルコスト）で見ますと、1億600万円余となっております。前年度予算比で約500万円の増となっております。これは平成29年度に、こどもショートステイ事業で、これまでの施設型のショートステイに加えて、新たに個人の協力家庭で子どもを預かるショートステイを開始したことが主な要因となっているところでございます。

次に6の一次評価についてでございます。(1)については、先ほど指標の部分で触れましたので説明を割愛いたしまして、(2)「施策における現状と課題」についてですが、児童・家庭の問題が複雑になり、虐待相談件数の増加とともに、即時保護を要するケースも増加するなど、深刻な状況に至っていると考えております。虐待事案への対応に係る課題としては、黒い菱形の4つ目に記載してございますが、①でございますが、一時的に子どもをお預かりするショートステイの定員が不足しており、拡充が求められていること。②虐待の予防・早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区のみで対応することは困難であるため、NPOなど、地域ネットワークの中の団体とも連携した対応が求められていること。それから③でございます。虐待相談窓口の認知度をさらに上げるために一層の啓発活動が必要なこと。そして④虐待に至る前の予防策に力を入れることなどがございませう。また家庭教育学級事業については、黒い菱形の下から3つ目になりますが、人口

が急増する臨海部において保護者の学習ニーズは高まっている中、実施会場と人材の確保が課題となっているところでございます。

続きましてページが変わりまして、(3)の「今後5年間の施策の取り組みの方向性」でございまして、虐待事案への対応やそれに至る前の予防におきましては、関係機関との連携や情報共有が不可欠でございまして、本区では引き続き、要保護児童対策地域協議会を通じた関係者間の連携にさらに努め、虐待予防の取り組みを推進してまいります。また具体的な事業展開として、平成28年度より、保健所で妊娠出産支援事業、いわゆるゆりかごサポート事業と呼んでございますが、この妊娠出産支援事業による産後ケア事業を始めておりますので、当該事業との連携や、同じく28年度より、こども未来部が始めました子育て講座、KOTOハッピー子育てトレーニング事業、また今年度予算で拡充させましたこどもショートステイ事業などを着実に実施してまいります。加えて昨年の児童福祉法の改正では、児童虐待対応の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めることとなつてございまして、本区における虐待対応体制の強化に向けて、この支援拠点の設置を検討するほか、区立の児童相談所の開設に向けた準備を進めております。家庭教育に関しましては、子どもの健やかな成長を支える家庭教育の充実のために、地域の特性や親の就業状況に対応し、きめ細かく学習機会を提供していくことに加え、指導者の養成や支援体制の整備を図ってまいります。

続きまして、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況についてでございまして、資料をごらんいただきたいと思っております。右側でございます「これまでの取り組み状況」をごらんいただきたいと思っております。①でございます。児童虐待防止に向けた取り組みについてでございますが、江東区では、虐待通告先として江東区役所、南砂こども家庭支援センター、それから枝川にあります、東京都の江東児童相談所、この3カ所を設置しているところでございまして、また、これらの周知に努めているところでございまして、また要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用しまして、子どもに係わる機関のネットワーク強化を図っております。本区は本庁の江東区役所にあります子育て支援課と南砂にあります南砂こども家庭支援センターに虐待対応ケースワーカーを配置しており、児童家庭相談システムというシステムを導入いたしまして、ケースの一元管理や情報共有を行っているところでございまして、そのほか、外部の専門家から定期的にアドバイスを受けるなど、対応力の向上を図っているところでございまして、

次に②要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけの明確化及び各家庭に応じた適切

な支援策についてですが、子どもや妊産婦に対する行政サービスは、我々こども未来部のほかに、保健所、障害者支援課、教育委員会など、複数の部署でサービスを提供しているところでございます。これら部署で行っている各種事業を取りまとめてリスト化いたしまして、要保護児童対策地域協議会の実務者会議で情報を共有してございます。そうすることによりまして、各家庭に応じた支援を重層的に展開できるような形で展開しているところでございます。

また③でございます。地域における教育力の向上に向けた取り組みについてですが、東京都の補助を活用し、家庭教育学級事業運営委員会を設置し、学識経験者、幼小中PTA、保護者等から今後の家庭教育学級事業の方向性について意見をお聞きし、支援者の養成や地域と家庭のつながりをつくる取り組み、他部署等々の情報共有の重要性などのご意見をいただき、今後、具体策を検討してまいります。

次に④地域の関係機関との連携促進についてですが、家庭教育講演会参加者の子どもの一時保育のため、有明教育芸術短期大学の学生インターンシップを活用する取り組みを行っているところでございます。

最後に⑤でございます。児童相談所の区移管についてです。昨年の児童福祉法の改正を受けまして、特別区（東京23区）でも児童相談所を区で設置できることとなったところでございます。今年度から東京都との具体的な協議を進めてございますが、とりあえず23区のうち、世田谷区、荒川区、江戸川区の3区で都とのモデル的確認作業が始まっているところでございます。本区としては、その動向を注視するとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置などを踏まえた児童相談行政のあり方について検討するなど、区立児童相談所開設の具体化へ向けた準備を行っているところでございます。

雑ぱくではございますが、施策11の説明は以上でございます。

○班長 どうもありがとうございました。それでは、こちらの外部委員から質問を。

○委員 ありがとうございます。この施策の中で特に喫緊に必要なものは、やはり児童虐待ということなのかなというのがあります。今説明を受けた中で、現状では東京ルールということで、都の児童相談所と連携をする中で対応されていると伺いました。この施策の中で地域支援ということがうたわれておりますので、そういったことを踏まえて、おそらく国の動向もある中で、区としては区の児童相談所を開設する方向性があると読みとれたのですが、当然、ロードマップをつくるにあたって、ここに書いてあるとおり、人材育成というものが重要だと考えます。区としては、地域支援ということもうたっている中で、

区が児童相談所を開設することによって、従前の都の児童相談所体制とどこがよくなるかということと、あと、そういったことをやっていくにあたって、区民の皆様の意見で、そういった意見を集約して、ロードマップに反映させていく予定なのかという質問をさせていただければと思います。

○関係職員　よろしいでしょうか。まず江東区が児童相談所を持つメリットでございますが、現在は児童福祉行政における二元体制と呼んでおりますが、東京都という自治体と江東区も含めた特別区という2つの自治体が児童虐待の問題について対応をしております。したがって、どうしても自治体が違うことによって情報が必ずしも十分に共有できないといったような問題もございます。これまでなかなか連携がうまくいってなかったことによって、いわゆるすき間に落ちてしまう子どもがいて、児童相談所と区との間でのすき間に落ちてしまうことによって命が奪われるといった痛ましい事件が起きているといったようなこともございまして、できるだけ1つのところが一貫した対応をすることによって、そういう対応漏れを防ぐことができるとまず考えております。また、これまでも区では地域の保育園でありましたり、学校でありましたり、保健相談所でありましたり、いろいろなところと虐待の対応でつながっておりまして、そういったところの資源をフル活用して、それぞれの家庭を支えていたと。そういう実績がございます。ただ一方で、児童相談所が持っている強制的に介入する権限を持っていなかったものですから、その2つを1つに合わせて、区で、そういう資源の部分を、あるいは強制的な介入の部分を一貫した行政サービスを行うことによって、子どもたちの命を守ることができる。あわせて、これまで以上に充実した支援ができると。これが特別区あるいは江東区が児童相談所を持つことの最大のメリットではないかと。あくまでも子どもの目線に立って、子どもの命を守るという点で最も柔軟な対応もできるのではないかと。これが一番のメリットだろうと考えております。

また、区民の皆様の意見を入れてのロードマップということでございますが、昨年度、23区全体でロードマップをつくったわけでございますが、そこは作成期間も短かったこともございまして、行政サイドの中だけでつくったこともございます。今後、児童相談所をつくるにあたりましては、いろいろ細かいところについての検討作業をやっていかなければいけない部分はあるかと思います。その中で例えば場合によっては専門の学識経験の先生方のご意見を伺ったりする部分ももしかしたら出てくるかもしれません。今時点で具体的なプランはございませんが、今後の検討の中で、そういった方のご意見を入れながら、

より緻密なプランをつくっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。あと一点、それに加えて、都から区に下りてくるにあたって、財政的な負担ですが、そのあたりは増えるのか、それとも都から、それなりの今までかかっていたものが財源として下りてくるのか、教えていただければと思います。

○関係職員 財源問題につきましては、まさにこれから特別区と東京都との間で協議するテーマになっておりますので、今の時点で財源問題がどうなるのかは結論は出てございません。今後、東京都と協議しますが、当然、特別区としては大きな行政サービスが下りてくるわけですから、今現在、東京都が持っている財源の一部について特別区に移すべきであるという形で主張していく考えでございます。

○関係職員 ちょっと補足させていただきますと、児童相談所だけに特化してみますと、これは全国のルールの中では一般財源化されているといえますか、各自治体の財源であるということなわけございまして、補填は地方交付税の中でとなつてございます。ただ、特別区の場合、東京都も含めまして不交付団体になつてございますので、児童相談所に限つてだけいけば、一銭もお金が来ないことになると思います。ただ、児童相談所に伴つて付随する事務が結構あります。例えば児童福祉審議会の事務ですとか、そういったものについては、やはり別途協議して、今、説明があつたように協議していかないといけないのではないかなと思います。

○班長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 今の部分に関連しての質問をさせていただきたいのですが、そういう意味では財政的な面についてはかなり綿密にやつて、今後、都との折衝があるとのことなのですが、一方で最後の5番の、これまでの取り組み状況のところに、移管に関して、人的な面での必要な課題を持っているようなことが書かれていると同時に、あと施設面でのことが鍵括弧付きで書かれているのですが、この辺の人的な、児童相談所が入ってくると、それに付随する業務も含めて、かなり専門性が求められてくるのかと思うのですが、その辺の専門性を確保しながら人材を確保するのと、それから施設面での確保という点では、区としてはどういうふうなことを今後考えていかれるのか、何かあつたらよろしくお願いします。

○関係職員 まさに児童相談所は非常に専門性の高い行政分野でございますので、児童福祉司という資格を持った職員、あるいは児童心理司という資格を持った職員を確保しなければなりません。

まず人的な面での対応でございますが、基本的には各区とも現在の東京都にある――東

京都には11カ所、児童相談所があるのですが、その東京都の児童相談所に何年間か、区の職員を派遣して、そこで実際の実務を経験させて、そこでいろいろな知識とかノウハウとか、いろいろなものを習得させることを基本的に考えております。ただ一方で、東京都も最近、虐待ケースが非常に増えていることもございまして、国の方針で、専門職の人数をもっと増やすようにという形の動きになっておりまして、東京都自身の職員も数も増やさなければいけない状況がありまして、なかなか物理的に区の職員を十分な数を受け入れる態勢が難しいという現状がございまして、これにつきましては特別区側と東京都でもいろいろと話をして、できるだけ多くの職員を受け入れてほしいという要望は特別区側からも出しているのですが、現状はなかなか区が期待するとおりの受け入れ態勢はちょっとできていないのが現状のところでございます。今後は、もちろん東京都の児童相談所に職員を派遣するのが中心としつつも、あわせて近隣の県の児童相談所であったり、あるいは政令指定都市も児童相談所を持っておりますので、そういう近隣の他の自治体の児童相談所にも相談して、職員の派遣受け入れをお願いすることも今後考えていきたいと思っております。その辺の中で専門性を持った職員の育成・確保に努めたいと思っております。

それから設備面でございますが、江東区の場合には、たまたま同じ区内に東京都の江東児童相談所という建物がございまして、区といたしましては、この江東児童相談所の建物を東京都から移譲してもらいたいという形をお願いをしておりますが、これも東京都の考え方もございますので、今の時点ではまだ結論が出ておりません。ですので、基本的には東京都の建物の移譲を求めているのですが、もし協議が不調に終わるような事態が万が一生じる場合については、別途独自に土地や建物の確保が必要になってくる事態ももしかしたら生じる可能性があるかもしれません。現状ではそのような状況です。

○委員　　そういう意味では、あらゆる可能性を視野に入れながら対応を考えていらっしゃる点はわかりました。

それと、限られた財政の中で条件整備を整えていかなければいけない一方で、人数が拡大してくるといって、すごく難しい課題であることは重々わかるのですが、そういう中で江東区としては、NPOとの連携であるとか、地域ネットワークとの連携というものも視野に入れながら、体制整備とか、活動の強化といいますか充実を図ろうとされていらっしゃるというお話だったと思うのですが、その際に、やはり専門性というのですか、やる方を広げていくとなると、先ほどのような児童福祉司の資格をちゃんと持っている方に限らず、NPOの方の中にもそういうものを持っていらっしゃる方もいるかもしれませんが、そう

いうものを持っていない方だけでも、そういう活動に支援をしたいという思いの中でされていらっしゃる活動もあるかと思いますが、そういう意味でNPOとか、地域ネットワークとか、地域人材を活用するときに、どういうふうに専門性を確保されようとしているのかとか、その方々の活動の質といいますか、そういうものを区としてチェックするという体制とかは整えていった上で拡大をという方向性を出していらっしゃるのか、その辺の質の管理という点はどうかというあたりをお願いします。

○関係職員 NPOとの連携は非常に重要だと思っております。また児童虐待の対応を考えると、いろいろなステージというか段階があると思っております。まさに虐待において、命にかかわるような深刻な事態に発展しているような虐待をしている保護者に対しては、これは基本的に民間との連携ではなくて、区の職員であったりとか、将来、児童相談所ができたときには区の児童相談所の専門職員が対応すると。これが第一義になります。これを民間との連携でというのは基本的には考えておりません。

一方で、虐待とまでは言えないのだけれども、非常に子育ての不安感が強いという方もたくさんいらっしゃいます。以前、25年度に区で実態調査を行ったときに、51%の未就学児の保護者の方が子育てに対して何らかの不安感とか負担感を持っているという調査がございました。その方がえてして、何のサービスや支援も差し伸べないと、そのまま虐待のほうに進行してしまうというケースが非常に多くございます。ですから、そういう不安を持っている方に対して、その方が虐待のほうに来ないようにするために、少しでも健全な状態に戻るようなサービスは虐待の予防という観点では非常に重要だと思っております。我々がNPOとの連携を図りたいというときに一番のターゲットに考えているのは、そのような不安を持った層の方、虐待まではいっていないのだけれども、非常に不安感が強いような方のところに一定のトレーニングを積んだボランティアさんとかのNPOの団体と協力関係を結んで、そういった方のところにNPOの職員の方を派遣していただいて支えていただくと。それによって虐待に至らないうちに、まだ早期のうちに対応を図ると。そういったことも非常に重要だと思っております、その役割分担をしながらやっていきたいと思っています。

○委員 ありがとうございます。

それから、そういう意味ではNPOを含めて連携というものがかなり情報や実態把握も含めて、課題を抱えているご家庭とか、そういう事案の把握をしていって、情報収集をして、それを共有するという意味では、要保護児童対策地域協議会が一番核になるのかなと

思うのですが、実際、こういう仕組みはどの自治体もあった上で共有すると。この文書の中にも連携をしてやると。方法論としてはとてもわかりますが、それが実現できていればとてもよいのかと思うのですが、実際問題として、これがだれの責任のもとでどういうふうに運用されていて、その中で実際にきちんと連携という活動がメカニズムとしてちゃんと動いていて、その中で、こういう成果がちゃんと上がってきていますということの具体的な事例等はあるのでしょうか。連携という言葉で文章にすると、そうになってしまうけれども、実際本当に仕組みが動いてなければ意味がないと思うのですが、その辺の協議会があることによって、これがどういうふうに運営されていったり、だれの責任のもとに運営されていって、それが活動することでどういう成果が上がってきたのかというあたりを具体的に教えていただけますでしょうか。

○関係職員　この要保護児童対策地域協議会というのが、今おっしゃったように、虐待対応のための核になってございます。この要保護児童対策地域協議会とは3つの会議体といいたいでしょうか、中身が分かれてございます。一番上に来るのが代表者会議といいたいて、この要保護児童対策地域協議会を構成している、おおむね50ぐらいの組織がございまして、その責任者に集まってもらってと。ただ、この場にはあくまでも通告の重要性であったりとか、今の江東区の虐待の状況であったりとか、そういったことの共有が主になりますので、実際のメインの部分には代表者会議の下にある実務者会議というものが大事になってまいります。

この実務者会議は、まさにそれぞれの機関でそれぞれの活動の実務を対応している者、例えば我々の行政組織でいえば係長級でありましたりとか、あるいは小中学校でありましたら副校長先生とか、そういう実際の虐待対応なんかの実務面を担当していただいている職員の方に集まっていたりしまして、それで実際に今、それぞれの機関でこういう気になっている子がいると。虐待として、区のほうでかかわっているわけではないけれども、どうもその子どもの様子を見ていて何か心配になることがいっぱいあるといったようなケースを持ち寄ってもらいまして、それを全員で、この小学校にこういった子がいると。その情報をみんなが共有することによって、例えば全員でその子を見ていくようになるとかという活動を行っております。さらに実務者会議の中では、それぞれの行政機関ごとに保健相談所でありましたり、子ども家庭支援センターとか、福祉事務所といったように、そういった子どもとかかわる機会が非常に多い部署があるのですが、その部署ごとに、さらにまた細かな情報共有、気になる子どもの情報を共有する場というものを年に何回も何回

もやっております、そこで、こういう子がいるからお互いにちょっとよく注意して見ていこうねと。そういうことをやっております。そのときには、子育て支援課が、その要保護児童対策地域協議会というものの調整機関と呼んでいるのですが、要は中心になる責任組織として、子育て支援課がそういう情報共有の管理を行ったりとか、要保護児童対策地域協議会の運営を行ったりして、我々が中心になって、お互いの情報の共有の場を設けています。

さらにその下に個別のケース会議というものもございまして、まさにそれはこの子の今後の処遇・対応をどうしていこうかを、まさに担当者レベルでどうやっていこうかを年間170回ぐらい開いているのですが、そういう中で、いろいろな階層の中で、いろいろな子どもの状況に関係者間で共有しながら、みんなで見ていくと。そういう形で、この要保護児童対策地域協議会を行っております。

○委員 ありがとうございます。そういう意味では、情報管理のというか、情報漏洩とか、結構個人情報に係わる問題も抱えられる会議だと思いますが、そういう意味では子育て支援課がちゃんと核になって運営されていらっしゃるのわかりました。

それから、話題は変わってしまうのですが、家庭教育支援のほうの話題なのですが、家庭教育学級事業が指標46になっているのですが、実際、こういうことをやっていますというお話は伺ったのですが、その目的は何の目的になるのかという意味で、各子育て家庭の教育力を高めるのか、子育て支援する人を育てるプログラムなのか、その両方の目的がある家庭教育学級事業なのかという点がちょっとわからなかったもので、その辺の目的が何で、実際、これをやったことによって、どういう成果が上がってきているので、これを推進していく理由があるのだという点をご説明いただけますか。

○関係職員 家庭教育学級は、現在はそれぞれの段階の子育て家庭に必要な知識とか情報を差し上げて、子育てに対する不安を少しでも除くことが一つ。それから、参加した保護者同士のつながりをつくっていただいて、身近に相談できる相手をつくるというのがあります。本当は支援をする人の養成まで行けるといいとは思っているのですが、なかなかそこまでは行き着いていない状況です。ただ、参加してくださった保護者からは、今まで知らなかったことを知れた、身近に相談できる人ができたということで、その部分の効果は上がっているかなと思います。ただ、指標としては、行政が家庭教育学級をやっているのがほとんどなので、定員がありますから、そんなにどんどん増えていく人数ではないのですが、最低限、この人数はキープしたいということで指標にしております。以上です。

○委員 ありがとうございます。そういう意味では目標値がなぜ、この2,220人なのかとも関連すると思うのですが、ある程度人数としては確保できているのであれば、それで目的は達成できているのであれば、ある意味、この子育ての施策11の中で、どこにポイントを置くことが全体の江東区が目指そうとしている姿を実現する上で重要なのかという優先順位を考えたときに、どこに力を入れていくのかという際の、少し手を緩めてというわけではないですが、それ以外のニーズを持っていらっしゃる方もいらっしゃるの、そこに注力を払うよりも、もっと違う、もう一つのほうの児童虐待とかに力を割くほうが、今の全体の施策11の目標達成の中でいいのであれば、そっちに行くとか、その辺の判断が今後必要となってくるときもあるのかなと思いますので、そういう意味で、これが何の目的でやっていて、それが達成できているのか、達成できていないのか。さらにそれをある意味、家庭教育学級を充実することによって、さらなるこの施策全体が拡大できるのであれば、そこに注力を払うのも重要なのかもしませんが、やはり限られた財源の中でやるときに、どこに軸を置くのかという判断は必要なのかなとちょっと感じました。とりあえず、こんなところですよ。

○委員 私のほうから、児童相談のところですが、もう一回確認なのですが、都がやっているレベルと、区がやっていること、区がNPOとかにお任せするところとか、大きく3つぐらいの役割についてどういうふうに考えているのか。一言で言うと、どんなふうになっているのでしょうか。

○関係職員 まず東京都と区との関係ですが、児童相談所と、区でも子ども家庭支援センターというものを持っておりまして、そこで児童虐待は対応していますが、その2つで何が違うかということ、強制力を持っているか、持っていないかというところが決定的に違います。児童相談所の場合につきましては、児童福祉法の規定がありまして、例えば親子を強制的に分離する。例えば一時保護をすとか、強制的に児童養護施設に措置をすとか、そういう強制力ができます。一方で区は強制力を持っていませんので、あくまでも親の同意を得ながら支えていくというスタンスで、それ以上のことはできないと。そういうところが決定的に違います。

それから、NPOでございますが、先ほどもお話ししたように、これもいろいろ考え方があると思いますが、我々の考えているNPOとの役割分担は、虐待が進んでしまっているところに入ってほしいということではなくて、虐待に行く前の不安層に対して支援を差し伸べてほしいと。我々だけで全部そこまでマンパワー的になかなかできないという現状

もございまして、それを補完していただくという意味の中で、その不安層に手を当てていただきたいと。そういうのが考えでございます。

○委員 なるほど。今度、児童相談所を平成33年ですか、つくる方向ですよね。そうすると、区がつくったら、そこには強制力がつくのですか。強制力を持っていいわけですね。

○関係職員 そのとおりです。

○委員 それで、都の基本的な考え方としては、できるだけ特別区のほうにそれを移管していきたいという明確な方針が出ていると考えてよろしいのでしょうか。

○関係職員 東京都は、あまり積極的に、要は特別区に児童相談所を下ろしたいということではなく、基本的に東京都は児童相談所は広域行政でやろうという考え方に立っております。確かに児童相談所の中でも、児童相談所には児童相談所という部分と一時保護所というものがついております。虐待であったりとか、非行の子どもを一時的に保護する部分ですが。その一時保護所は、性格的に言って、特定の区の中だけで完結するものではなくて、現在、江東区の子どもたちでも、江東児童相談所だけではなくて、ほかの児童相談所の一時保護所に預けられているケースも非常に多いです。ですから、そういう意味では、広域行政の面を持っている部分は確かにございます。そういったこともありますので、東京都は基本的に児童相談所の行政は広域行政だろうというスタンスでおりますので、あまり積極的に特別区にその事業を任せたいという考えではございません。

ただ、やはり確かに一時保護については広域行政の面があるなど。これは確かに事実でございまして、一方で児童相談所本体のほうにつきましては、やはり地域と密着した、地域が持っている支援の機能と一体となった形でやるほうが、今の東京都の態勢よりも、よりきめ細かなサービスができるのではないかなど。特別区側はそのように思っております。したがって、児童相談所は区のほうに任せてほしいと。そういうことをずっと主張しているところです。

○班長 なるほど。どうぞ。

○関係職員 平成33年度に児童相談所というお話が出ましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。一応、これは昨年度、江東区で区独自につくったグランドデザインといえますか、その中で設定した年度でございまして、一応、これを現実的には今、東京都と調整をしてございまして、23区の中でも練馬区を除く22区が児童相談所を設置したいと手を挙げていまして、江東区だけでも、想定では、一時保護所を含めると50人以上の専門職が必要になってきますので、この人材育成のためには現場で経験を積んでもらうためには、

東京都の児童相談所に派遣してとってきますと、22区が一斉に派遣すると派遣の受け入れ場所がなくなってしまうということで、現実的には33年度は、現実を踏まえると難しいかなど。区民の方もいらっしゃいますので、ちょっと補足させていただきました。

○委員 わかりました。いずれにしても都と特別区の関係は、これはおそらく区だけで決められる話ではないけれども、おそらく区側から見れば、権限をよこせとか、そういうことではなくて、やはり区の地域の力を生かしていこうとすると、他機関との連携を考えると、むしろ児童相談所機能は特別区にあるべきだろうと。そういう考え方なのですね。ところが、そこまで都側は考えていないというか、そういうところはこれから議論していかなければいけないと。こういう理解だということですね。

○関係職員 はい、そうです。

○委員 それからあとは、公表できるかどうかはわかりませんが、本区、江東区の児童虐待の、これは相談件数ですが、実態として虐待件数みたいなものは、これは都のレベル、あるいは区のレベルで公表されるような数字なのでしょうか。あるいは公表されているとしたら、江東区は人口当たりで見たときにいいほうなのか、かなりシリアスな問題を抱えているのか。その辺はいかがでしょうか。

○関係職員 公表はできます。この資料にもございますように、671人という児童虐待相談対応件数というのが28年度にございますが、実はこれは1年間だけ、28年度単年度だけではなくて、前年度に終結しなくて継続になっていたケースも含まれた数字になっております。参考までに単年度の状況で申し上げますと、それから虐待にも4つの種類がございますので、その数字で申し上げますと、28年度1年間で新たに虐待のケースとして江東区が受理した、受理というのは、つまり正式に認定をして、区として正式なフォローに入ったケースですが、1年間で344人です。ほぼ毎日1人という状況になっております。これの内訳でございますが、この344人がどういう虐待を受けていたかということなのですが、一番多いのが心理的虐待と言われているもので、これは例えば保護者からの暴言であったりとか、あと最近多いのが、例えばDV（ドメスティックバイオレンス）ですね。これは子どもがいる前で配偶者を殴ったりとかということがありますと、子どもも非常に心が傷つきますので、そういったケースがあった場合については心理的虐待ととるのですが、心理的虐待が124件、全体の36%になります。次に多いのが身体的虐待で119件、約35%になります。それからネグレクトといいまして、育児放棄とも言われておりますが、例えば食事を十分に与えないとか、体が十分にきれいになっていないとか、そういったネグレクトが96

件、約28%でございます。最後は性的虐待というもので、こちらが5件、1.5%という状況が、この344件の内訳になります。

○委員 受理件数は増えてきていると。傾向としてはどうでしょうか。

○関係職員 受理件数そのものについては年によっても違うのですが、28年度に限って言いますと、27年度と比べると32件の減になっています。ただ一方で、この受理に至らない通告件数あるいは相談件数がございまして、要は日々、いろいろな区民の皆様とか、あるいは保育園とか学校からもいろいろな話が来ますが、その件数は一貫して増えてございまして、28年度の1年間で寄せられた通告・相談件数が927件になっております。これは27年度と比べますと112件増えております。この相談件数につきましては基本的にずっと増え続けているという状況にあります。

○委員 なるほど。他の特別区と比べたときとかに江東区はどんなふうの評価されていますか。あまりそこは比較されていないのでしょうか。

○関係職員 23区の中で、各区の虐待の受理の件数だとかというのを一覧表にしたようなものは実はございませぬので、個別にデータを拾うなりすればできるのですが、手もとのデータとしては持ち合わせがないのですが、ただ、傾向からいいますと、江東区も含めた周辺区につきましては虐待の件数は多いです。江東児童相談所がございまして、ここは江東区だけではなくて、江戸川区と墨田区、この3区を管轄しているのですが、江東児童相談所の虐待件数、受理件数は非常に多くて、都内のいろいろな児童相談所の中でもかなり多い部類のほうには入っているのは事実でございます。そういった点では、わりと多い部類に入ってくるのかなと思います。参考までに、これは27年度の数字になるのですが、江東児童相談所で受理した虐待と、あと虐待のほかには養育困難といまして、例えば保護者の方の状況によって健全な育成ができない、なかなか育てるのが難しいといったケースを養育困難と呼んでいるのですが、それを合わせますと27年度の江東児童相談所では1,463件を扱っております。これは東京都内に11カ所ある児童相談所の中では上から2番目という状況になります。

○委員 どうもありがとうございました。

最後にもう一つだけ、いわゆる家庭での教育力の問題なのですが、お茶の水女子大が研究をして、耳塚先生という先生が研究した調査結果はご存じでしょうか。ちょっとだけコメントをしますと、小学校、中学校での学力テストの結果と家庭環境をくっつけて評価をした調査結果があつて、膨大なデータなのですが、これはかなり有名なデータですが、そ

れで家庭環境として親の学歴と家庭収入、その2つの要素で上から4段階に分けるのですね。家庭環境を4段階ですね。一番上、2番目、3番目となるわけですが、一番下の家庭環境が一番厳しい環境の子どもたちで1日3時間以上、勉強する子の平均点は、一番トップの階層で全く勉強をしない子の平均点を上回らないのです。つまり、家庭環境が4番目のところにいると、平均的にですがね。もちろん優秀な子は増えているかもしれませんが、平均値で見ると、一番厳しい家庭環境にある子が3時間以上勉強しても、一番恵まれた子どもたちで全く勉強していない子たちに平均点で追いつかないという結果がお茶の水女子大の研究で出ていて、実は今話題の前川さんが文部科学審議官のときに、その耳塚先生と二人で『月刊中央公論』で対談をしたことがあるのです。前川さんを擁護するわけではないのけれども、当時から、彼は貧困の問題に非常に興味を持っていたのです。これは大変だと。つまり家庭環境で決まってしまうのだということなのだけれども、本当は教育こそ、そういった家庭環境を乗り越えて、未来を開く力があるはずだったのに、どうも日本ではそれが失われつつあるのではないかというのが問題提起なのです。もしご関心があれば、後でまたお話ししますが。

そういうこともありますので、特に児童虐待の問題もさることながらというか、これは絶対大事なのですが、家庭環境と学力の問題みたいなものはぜひやられるべきだと思うし、それが今はおそらくマンパワー等々の問題もあって、2,220人ぐらいとなっていますが、これは何かの形で多面的に、こういった家庭教育に対する支援を、例えばそれを江東区がより強く打ち出されれば、江東区自身の魅力にもなるし、社会的に意義があることだと思います。もしそういうことについてご関心があれば、また情報を提供したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○班長 それでは一回、区民モニターの方々にご意見を伺いたいと思いますが、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。今までの話を伺って。かなり丁寧に説明をいただいたと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○モニター こんなことを言ったら申しわけないのですが、児童虐待がたくさんあることが現実的に出てきているのではないですか。ある意味、これをなくすための、こういう会合はないほうがいいわけですね。そのためにどうしたらいいのかということが今、児童虐待ありきのお話であるのだけれども、それも六百七十何件あるということなのですが、それが半分とか3分の1とかになったら、やはりそういうことが、こういう会議体とか、家庭教育もないほうがいいわけですね。そのために、どういうことをやったらいいのかが、

ちょっと私は今回が初めてのモニターなのでわからないのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○班長　いかがでしょうか。どうぞ。

○関係職員　児童虐待をなくすのは非常に難しいのですが、考えているのは、対応として2つあると思っています。1つは、まさに虐待をしてしまっているその子どもの命にかかわるような、まさに本当にそういう危険な状況にあるところについては、先ほどの児童相談所の介入も含めて、まさに親子分離も含めた上での対応が絶対必要だと思っています。命を守らなければいけませんので。あわせてもう一つは、先ほどNPOとの連携みたいなところでもお話をいたしました、虐待の中には、そこまで行かないというか、命の危険があるような状態まで行かないとか、あるいは虐待とまでは言えないのだけれども、非常に不安感が高くて、いらいらしてしまったりとかして、時々、手をあげてしまったりとかというレベルの方は実はたくさんいるわけですね。そういったような方が重篤な虐待に行かないように、少しでも穏やかに子育てができるようにするための支援というものが私は実は非常に重要なことだと思っています。虐待に至る層を少しでも少なくしていく。そこに行かないようにすることが非常に重要だと思っています。

昨年度から私どものところで始めましたKOTOハッピー子育てトレーニング事業というものが先ほどの資料の中にも若干紹介されておりましたが、例えば子どもを育てているときに、ついいらいらしてしまったりして怒鳴ってしまったりとか、時にはちょっとたたいてしまったりとかというふうにしないようにするための、子どもに向き合うためのしつけのためのトレーニングを、ロールプレイングをしながら、子ども役と親役に分かれて、こういう言葉がけをするといいのですよということを、実際、教えてもらいながら、それを家でも試してと。そういう講座をやっております。その効果が非常にあらわれておまして、受けた方の全員が、その講座を受ける前と比べて子どもに対する接し方が優しくなったとか、いらいらしたりとか怒鳴ったりする回数が減ったというのが出ています。ですので、今後は虐待に対する強制的な部分も含めて、それ以上に虐待に至らないようにするための予防策というものを充実させる必要があるのではないかなと思っています。

○班長　どうぞ。

○関係職員　児童虐待は、特に子どもの側からしますと、体に傷を受ける以外にも、心にもやはり大きな傷を負う事案がございますし、いろいろな研究によっては、負のスパイラルといって、一度虐待を受けると今度は自分が大人になったときに子どもをということで、

これをどこかでストップしなければいけないということで、教育における家庭教育、あるいは子育て支援のさまざまな施策の中で事前予防を強化して防いでいくと。それが長い目で見ますと、負のスパイラルを打ち切る有効な施策だと考えていますので、そういった方向でやっていかなければいけないのかなと思います。

その背景には、今、家庭が核家族化になって、あと、個人の情報がいろいろと大切にされる中で、わりかし密室の中で子育てが行われやすいという社会的な状況がありますので、そういうものを少しでも地域での連携を図る中で、いろいろな施策を通して地域力をアップしていくことが、遠回りかもしれませんが、意外と、そういった子育て支援やバックアップの近道かもしれないと思いますので、全体的なそういった総合力の中で対応していきたいと考えています。

○モニター 今のは抽象的な言葉なのですが、具体的にはどういうことで家庭内の支援をするとか、親を教育するとか、どうしたらいいのだというので多分、みんな、頑張っていると思うのですね。国でも頑張っていると思うのですが。その辺について江東区としては、どういう具体的な行動というか、行動方針というかね。要は口で言うことは簡単なですよ。ところが、やはり私どもも会社とかいろいろやっていて、やはり新入社員をぶん殴ったらアウトになるとか、そのようなことばかりです、今は。そういうことでも耐えてくる人間は耐えるのですよね。その中でどうやって考えていくのかとかということが、今、平準化しながら考えているから、そういうことになってしまっていて、次に江東区の住民というか、江東区に住んでいる方の中で児童虐待を防ぐために、具体的な行動というのか、考え方というのか、それが多分ないのですよね。多分ないのではないかなと思うのですね。美辞麗句を言っている、何かをしましょうとか、どうやっていこうとか、そういうことが大事なのではないかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょうかね。

○関係職員 具体的にということですが、例えば我々が今行っているいろいろな具体的な施策ということであれば、先ほどご紹介したハッピートレーニングみたいな親向けの講座でありましたり、あるいは今、児童家庭支援士の派遣事業というものを行っておまして、これは虐待を受けている子どもに直接、一定のトレーニングを受けたボランティアを送り込んで、その子に直接向き合ってもらいます。例えば虐待を受けている子どもの話を聞いたりとか、一緒に遊んだりとか、時には料理をしたりとか、学校の勉強をやったりとか、ある意味、普通の家庭で普通に親から受けていれるようなかわりを第三者にかわってやってもらうようなこともやっております。それによって、その子が普段は、そうい

ったものを受けられないわけですが、そういう人とかかわりができるような、それによって少しでも例えば自分を認める自己肯定感と呼んでいます、そういったものを育ててもらいたい。それによって、虐待の連鎖みたいなものを少しでも防ぎたいというような事業を行っております。

そういったものの積み重ねもありますし、あと、これはまだ本当のとっかかりで具体的な形が出ているものではございませんが、今後目指していきたいのは、地域のいろいろなつながり、ネットワークみたいなものをもっとつくっていきたくと思っています。特に江東区のような大きな都会になりますと、どうしても一人一人が孤立してしまっている。生活が孤立してきてしまっている面が多いと思います。昔であれば、ある意味、隣近所とのいろいろなつき合いがあったりとか、やりとりがあったりとか、あるいは子育てにしてもそうですが、近所のおじさんやおばさんが見てくれたりとかということ、昔はごくごく当たり前だったと思うのですが、最近は核家族になっていますし、あるいは江東区は外から引っ越してくる方が非常に多いですから、なかなか近所に知り合いの方もいないとかということで、孤立して子育てをしている方が非常に多いです。そこから不安感が生じて虐待につながりという形になってしまいますので、そういったことを少しでも防ぐために、地域の中で例えば我々行政もそうですし、NPOの方もそうですし、まさに子育てをやっている方もそうですし、そういった方が、昔のそういう地域のおじさんおばさんの見守りみたいなつながりを持たせられないかなということで、今、いろいろなNPOの団体とか、いろいろな子育て支援の団体がいっぱいあるのですが、そういったところとどうやっていこうかというのをまさに模索している最中で、具体的な形にまではまだ行っていませんが、そういうものによって、少しでも地域みんなで子どもを見ていく、支えていこうというふうにしていきたいと思っています。それが遠回りではあるのですが、虐待を防いだりとか、みんなで子どもを育てていこう、見守っていこうという形になれば、それが地域力にもなりますし、虐待の予防にもなりますし、いい形になるのかなど。そういう形で今、非常に模索というか、形はできていないのですが、やっている最中です。

○関係職員 具体的な施策を申し上げさせていただきますと、地域に子ども家庭支援センターというものを5つほど整備してございます。こういったところで、子育て広場という形で。どうしても普段、保育園にも子どもが行っていない、あるいは幼稚園にも通っていないお子さんが、子育てが孤立化しないような形で、いつでも遊びに来て、ほかのご家庭の方と一緒に子育てができるような子育て広場というものをやっています、こう

いった施設（ハード）整備を進めております。

それから今、待機児童の関係で保育所を全区内で整備してございますが、今、区内に125園ほど保育園がございますが、この保育園では、各地域の子育て支援アドバイザーになろうということで位置づけをしてございまして、例えば体重測定をやったりとか、子どもの献立を考える講座を開いたりとか、そういう形で足を運んでいただいて、そういった中で地域の保育園でも子育て相談をするというようなことをやってございます。なるべく孤立しないような形で、いろいろな施策を打っているところでございます。

○班長 そのほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○モニター 2つほどあります。1つは、まず今の虐待の具体的な内容であるとか、知識の啓蒙をするという内容ですね。ここら辺のパンフレットみたいなものはつくってございますか。それがまず1つ。

それからもう一つは、施策実現に関する指標というものが出ていますが、これは大抵、件数とか、そういう指標になっているのですね。ところが、例えば児童虐待なんていうのは、おそらく時間との勝負だと思えるのですね。そうすると、一見、そういうものが出てきた。それが解決したのかどうかという指標はここでは感じられないのですね。そのあたりをどういうふうに関後していられるのか。そのあたりをちょっとお聞きしたいなと思います。

○班長 では、パンフレットの件から。

○関係職員 はい。パンフレットでございますが、例えば虐待の知識の啓蒙という点でいいますと、これは関係者向けという形になっておりますが、先ほどの要保護児童対策地域協議会というものがございまして、学校とか、保育園とか、医療機関とか、警察とか、いろいろなところと連携を図っているとご紹介をしたと思うのですが、その関係者に漏れなく、これを配りまして、要は通告の必要性であったりとか、あるいは児童虐待のときの気づきのポイントですね。お子さんにこういったような気になる点があったときには、子育て支援課なり、南砂の子ども家庭支援センターのほうにためらわずに連絡してくださいねということを、いろいろとポイントを挙げて書いているものがあるのですが、これを関係者全員に配って共有しております。

また一般の区民の方向けには、こういった形ではないのですが、毎年11月が児童虐待防止月間と、これは国全体でやっているものなのですが、その時期に合わせて、区報の中で必ず紹介の記事をある程度の分量を割いて掲載させていただいております。例えばその中

で気になる子がいたときには、ここに連絡してくださいといった連絡先の紹介であったりとか、あるいは昨年度は1年間、コラムを設けまして、子育て全般のコラムの中で一定の回数、児童虐待の問題を取り上げまして、こういう気になる子がいたときには南砂子ども家庭支援センターなり、区の子育て支援課まで連絡してくださいと。連絡をしても、その人のこと、例えばだれが相談したとかということは一切、外部には連絡しませんので、その人の情報は守られますし、大丈夫なのですよといったことも含めてご案内をして、そういった形で周知を図っているところでございます。

それから2つ目のところで、指標の件で、解決の指標というところでございます。確かにおっしゃるように、虐待の問題は時間との勝負とご指摘のとおりで、速やかに解決をしなければならぬということで、最悪、お子さんが亡くなったりといったことは絶対にあってはいけないことですので、受け付けて受理をして、こちらでかかわって行って、また穏やかな生活に戻れるようにするのが、ある意味、最終的な目的なのかなと思っています。ただ、今までの経緯の中では、この虐待の件数、あくまで区として受理した件数という形でとっておりますが、今後、その辺も含めて、どういう形で指標を考えていくのが、児童虐待の全体像を少しでも見やすいようにできるのかと。次回の長期計画策定のときには一つ、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○班長　私の立場から少し申し上げますと、今、とても貴重なご意見をお二人からいただいたのですが、美辞麗句とおっしゃった部分もありまして、確かに実際に私どもが資料を見ている限り、きれいごとを書いているように見えるのですね。ただ、実際、対話や区との対応を重ねていますと、かなり現場の中に飛び込んで行かれて、区の職員の方々はかなりリアルに仕事をされているのですね。ところが、こういうふうにA3で1枚とか2枚にまとめなければいけないと、どうしても抽象的な表現になってしまって、これは私たちも最初、そういうふう感じて、美辞麗句だったり、何かきれいごとだったりするような感じがするのですが、実際に職場なんかに行って話を聞いてみると、江東区役所の職員の方々は、トータルの数は減っているのですね。区民の数は増えて、行政需要は増えているのですが、区の職員の本数は減らしているのですね。むしろ抑制的にやっています。そういう中で、かなり忙しくしながらも、現場の中で具体的に動いていますので、そこはぜひご理解いただけたらと思います。

それから、最近、KPIというあらゆるものをデータ化して指標化しようという動きが企業にあり、それがどうも行政の世界や教育の世界に下りてきていますね。何でもかん

でも指標化しようということで、今回の外部評価でも、その指標化をまず少しやってみようよというトライなのですね。私たちは全部で6人いるのですが、評価委員から見ても、これは指標ではないよねとか、おっしゃるとおり、もっとこういう指標がいいよねというものが実はあります。これはまさにこういうことを繰り返していきながら、また区民の皆様からもいろいろとご意見をいただいて、ぜひブラッシュアップしていきたいと思いますので、今日のようなお二方からご意見をいただいたようなことが、とてもありがたいと思いますし、むしろ育てていただければと、この評価指標自体を育てていただければと思います。ただ、私が見ている限り、区の職員の方はかなり現場に入って、具体的に仕事をされているので、その点はぜひご安心をいただきたいと思います。ちょっと余計かもしれませんが、コメントをさせていただきます。

では、最終的に総括コメントをお願いします。

○委員 やはり、この指標44の件数とかは、件数だけが結論ではないので、基本的にはこの件数の中で、これも私は単に相談の件数かと思ったのですが、受理件数的なイメージだと伺って、表を見ただけでは間違ってしまったのですが、そういったことを含めて、内容をある程度体系的に分類していただいて、基本的には、後処理が難しいかもしれませんが、対応した中で成功事例もあるだろうし、失敗事例もあるだろうと思うのですね。そういった成功事例については、極力はそれを共有する中で体系的にまとめて、こういう対応がうまくいったということがあれば、指標とは別に、そういった具体的な成功事例でお示したほうが何か説得力があるのかなと。いろいろ、こういう場合はこうだということでマニュアルにあります。具体的な事例にもとづいた成功事例を積み上げる中で、そうすることによって、逆に失敗事例が減るのかなと思いますので、そういったことが区民の皆様方にお示しできるような情報なり、今後の対応をしていただけると、もっといいのかなと感じました。

○委員 ありがとうございます。江東区としては、児童虐待から、それを予防するという意味での家庭教育支援もあると、幅広くすごくされていらっしゃる。いろいろな関係機関がいろいろな取り組みをいろいろとやられているのはすごくわかって。特に児童虐待であれば、それを関係機関のネットワークをつくる協議会があることもすごくわかったのですが、いわゆる提供する側は連携をしていて、そこがそれぞれいろいろな取り組みをしていて、発信をしていらっしゃる側の態勢なのかなと思ったので、いわゆる提供する側は1つの態勢を組んでいらっしゃると思うのですが、いわゆる区民側の目線で見たと

きには、こういうときにはどこに行けばいいのとか、自分はこういう課題を抱えていて、こういうことをしてほしいのだけれども、まずどこに行けばいいのか、家庭教育支援センターに行けばいいのか、行政に行けばいいのかみたいなところで迷った時点で、多分、もうどこかに行こうという意欲がなくなってしまうと思うので、ぜひ受け手側の視点での、ある意味、ワンストップというのですか、何があっても、ここに行けば、ここに相談すればいいよと。それを多分、拠点機能として強化すると書いていらっしゃるので、その拠点にどういう機能を持たせるのかとかかわってくるのかなと思うのですが、ぜひ提供する側はかなりネットワークを組んで一体化をして一丸となって支えようという態勢はすごく見えますので、ぜひ受け手側からも、ここに行けばいいという、いわゆるワンストップ形式での場づくりをぜひ推進していただきたいなど。そういう意味では、この文書の中でも啓発であるとか、情報提供を工夫するということがあったので、ぜひそういう視点から、もう少し啓発といいますか、広報活動も含めて情報提供が、本当に必要な方のところに必要な情報がちゃんと行って、必要な方が何の躊躇もなく、何の支障もなく、ここに行けば、すべての支援をそこでコーディネートしてもらえると。そういう拠点づくりをぜひ目指していただきたいと思いました。ありがとうございました。

○委員 今日テーマは虐待、あと、家庭における教育力ですが、私もちょっと申し上げましたが、両方とも子どもには全く罪がないわけですね。罪のない子どもが虐待を受けたり、あるいは家庭環境のために将来的な学力が十分育っていかないのだというのは、罪のない子どもに対する困った問題でして、それは大変な問題だと思うのです。それに対して一方で、どこまで行政がそれをやるか、行政がどこまでサポートするか。行政に無限のリソース、お金と人的資源があればいいのですが、当然、マンパワーは限られていますし、予算も限られている中で、どういうことをどこまでやるのかと。結局、最後は家庭の力だったり、地域力だったりとなると思うのですが、そうすると、虐待の問題は一般の区民の方にはあまり関係がないかもしれませんが、家庭における学習環境、これは子育てが終わったご家庭にはほとんど関係がないわけですが、関係がないからということではなくて、むしろ区民の方々に、こういった形でできるだけ広く、虐待の問題であるとか、家庭における学習環境の問題であるとか、そういったことをきちんと伝えていって、本当に区民の方々がそれに常に関心を持ち続けることが実は虐待の防止になったりということになるのかもしれませんので、その辺の区民に対する発信とか、区民との対話を、こういった機会に。今日はとても貴重なご意見をいただきましたし、まだほかの方々からもご意見をいた

だきたかったわけですが、ぜひ区民の目線に立って、区民の方々との対話を大事にしていただければと思います。

○班長 今日では全員の方からご質問をいただけることはできなかったのですが、これでの施策については終えたいと思います。また何かお気づきのことがありましたら、今日、部長以下の皆さん、あるいは教育委員会も次長以下の皆さんが、かなり情熱的にやっておられますから、何かありましたら、それぞれの部署にまたお問い合わせをいただいたり、ご意見を言っていただければありがたいかなと思っています。また後でアンケートにも、そういうことを書いていただければ良かったですら、そのアンケートは必ず私たちは、それを見て最終的な評価を下しますので、むしろ皆様モニターの評価が実は私たちにとって非常に大きな参考材料になりますので、ぜひご記入していただければと思います。

それでは、この施策につきましてはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○班長 拍手が出ました。心強い応援です。頑張ってください。

それでは、56分ぐらいから始めたいと思います。5分間ぐらい休憩したいと思います。

(休憩)

○班長 それでは、委員会を再開いたします。こちら側の委員はもうよろしいですね。では、区側からご紹介をいただきたいと思います。

○押田政策経営部長 政策経営部長の押田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○山岸区民部長 区民部長の山岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○炭谷企画課長 政策経営部企画課長の炭谷と申します。よろしくお願いいたします。

○岩瀬財政課長 財政課長の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○日野計画推進担当課長 計画推進担当課長の日野です。よろしくお願いいたします。

○青柳納税課長 区民部納税課長の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

○岩田企画担当係長(計画) 企画課企画担当係長の岩田でございます。よろしくお願いいたします。

○小野木予算担当係長 財政課予算担当係長の小野木と申します。よろしくお願いいたします。

○小池予算担当係長 財政課予算担当係長の小池と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木収納推進係長 納税課収納推進係長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○喜多徴収第一係長 納税課徴収第一係長の喜多と申します。よろしくお願ひいたします。

○班長 特に納税課長以下、税金を徴収する方が3人おりますから、どういう顔の方が徴収されているか、ぜひ皆さん、しっかりと覚えておいていただきたいと思ひます。

今日は政策経営部と区民部という、ある意味では非常に中枢の部で、お金をとったり、それを配分したりというところでもあります。今までの施策は、先ほどの施策11とか、施策が幾つかずらっと並んでおりますが、今回、今日これからやりますのは、計画の実現に向けてというテーマでございます。計画の実現に向けて③ということでございます。その辺の意味、今までの施策とどう違うかということの意味づけも含めて、政策経営部長からお話をいただきたいと思ひます。少し丁寧に説明をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○押田政策経営部長 それでは、よろしくお願ひいたします。今、委員長から、冒頭にございましたように、多分、モニターの方々は、政策経営部といっても何をしているのかと思われと思うのですが、まず区民部は税をいただく部署でございます。私どもは企画、計画、財政というふうに自己紹介をしまいましたが、区全体のお金を予算というところでお預かりをしまして、例えば子ども、例えば高齢者の分野に、どれだけ重点的に、もしくはお金なりを配分するか。それから、例えば学校とか、文化センター等の施設について、どこに整備するのか、もしくは改修するのかといった計画、そういったもので全分野にわたるところのお金と計画、それから職員の数ですかね。経営のもとになるところをお預かりしている部署とまずご理解をいただきまして、これからお聞きいただき、ご評価をいただくのは、そのもとになるところの一つについてご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私どもは子ども、高齢者といった分野を支える部署、それから今日ご説明をするのは、そのための項目であるというふうに、まず全体をご理解いただきたいと思ひます。その中でも、この言葉は難しくございますが、「自律的な区政基盤の確立」とは、全国に自治体が1,800、今はございます。東京都下では62市区町村で、特別区という墨田区とか、江戸川区とかの特別区ですが、23の特別区の中で、この江東区が皆様に住んでいただくために、皆様に愛されるためというのでしょうか、ずっと江東区にしようと思ひていただくために、江東区はこういうところだということを確認にして、そのためにはきちんとした財政基盤、いわゆるきちんとした予算立てをして、皆様に区民サービスをきちんとできると。そこを

強固にする。これを目標とする項目でございます。お手もとの資料でA3で大きいものが2つございますが、それに沿って説明をさせていただきます。

まず、この項目の目指すべき江東区の姿は、読み上げますが、都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤をもとにして、自立した区政運営が展開されていますとしております。都区制度と申しますのは、皆様も身近に保健所、福祉事務所、それから清掃事業も区がやるようになりましたが、昔は都の事務であったものを区に委譲して、身近な自治体として、よりよく進めてきたところがございます。さらに都区制度の改革を進めて、先ほどお話がございましたが、児童相談所の移管も、この都の事務を区へという大きな流れの中で検討が進められているものでございます。今、こういった堅い言葉でございますが、これを達成するためには、私どもは時代の潮流をとらえまして、質の高いサービスが不可欠と考えてございます。そのためには、あれもこれもということは人口が急増する江東区の中ではなかなか難しくございますので、役割を立てて、自分たちはどこまでやるのかと。それから、人、財源、物、情報といった行政資源を有効に活用し、行財政改革の推進、私ども職員の意識改革、これを積極的に取り組んでいく必要があると考えてございます。

シートの「計画を実現するための取り組み」ということで、さらにこれを2つに分けて考えますと、1つ目は、まず自律的な区政基盤の強化として、今申し上げました都から区へ、もっと自由になる財源を移譲させること。それから、自律に向けた江東区独自の取り組み、これはいわゆる財政的な基盤と。基本的には財政をどれだけ豊かにしていくかということが主になります。それから2点目、安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立と。これは無駄なお金は徹底的に歳費の削減をする。その上で区民税等の収納率、ちょうだいするものはちょうだいいたしまして、求められるもの、先ほど子どもの関係も新たにさまざまな展開をしてございますが、どこにお金を振り分けるかと。こういったことをきちんとやるために財源を確保したいと。こういうふうに大きな2点に分かれてございます。

次に3-1にございますが、「計画に影響を及ぼす環境変化」でございます。小さいポツが5つございますが、左側の5年前から現在までというところでは、まず上から3つ目に記載しておりますが、こういった私どもの区なり、自治体の予算立ては非常に特殊でございますが、これを民間と同じような形で、例えば民間で事業を経営している方にももっとわかるようにということで、27年1月に国の統一的な基準にもとづいて財務書類を整理しなさいという要請が国から来てございます。ここでお手もとの資料で、こういうA4横

のものをお配りしたと思いますが、これは難しいのですが、私どもも難しく、一生懸命取り組んでいるのですが、公会計制度の導入ということで、これは多分、事業を経営されている民間の方はわかりかもしれませんが、私どもは発生主義で複式簿記等をつけてございませぬが、これについては統一的な基準でつくっていくと。それから、固定資産台帳の整備も行っていく。それから、統一的な基準で、ほかの自治体とどうなっているかを比較できる数値も書くこととしております。これが今回、私どもが29年度、今年度に、昨年度の決算にもとづいたものでつくってまいります、こういったところが求められているところでございます。

また上から5つ目でございますが、私どもは本区の歳入、要するに税金等の区政を賄うためのお金でございますが、この中で4分の1を占めるもので、特別区交付金というものがございませぬ。後ほどご説明しますが、その原資となります法人住民税の法人税割の一部が国税化され、31年度以降、さらなる国税化が予定されております。というのは、都・区に入るお金が国に持っていかれてしまうと。こういうことが検討されて、進められているところでございます。それから、今、話題でございますふるさと納税、これにつきましても、いただく自治体はよろしいのですが、私ども江東区は、かなりほかの自治体に税を納めていただいておりますような状況もございませぬ、これもなかなか見過ごすことができる金額ではない状況でございます。

それから右側でございますが、今後5年間の予測で何点か書いてございませぬが、私どもは今申し上げたように、国が東京都下、かなり税収が上がっているということで、それを地方に振り分けるという税制の改正。それから、今、景気は上向いていると言われてございませぬが、オリンピック以降等々については不明なため、もしかすると急激な落ち込みがあるのではないかと。こういったところも見据えながら、上手にお金を、いただいた税、今ためてございませぬ基金を活用しながら、必ず区民の方にサービスを欠くことなく、きちんと継続的にサービスを提供できる体制のために財政基盤の強化をしていくと。そういうところでとりまとめているところでございます。

それから4番でございます。それから6の指標の進展状況を含めてご説明いたします。この指標は、大変申しわけないですが、なかなかわかりづらいので、見ていただいて、これは何なのだと多分一番思われる指標だと思うのですが、ちょっとご説明をさせていただきます。

指標151というものがございませぬ。経常収支比率となっております。これは例えば区の

予算が家計であったとします。その中で例えば人件費、ローンなど、経常的にどうしても出さなければいけないお金が経常的に入る特別区税、要するに給与できちんと賄えているかどうか。その割合をどれだけ賄えているかが経常収支比率と言います。例えばこれが100ですと、出さなければいけないお金が100になってしまうので、新しいことができないのです。区の会計の中では、この経常収支比率、いわゆる自由に使える一般財源の中で区でどれだけの割合でやれているのかということなのですが、これは70から80というのが、いわゆる家計の中でも2割は、何か楽しいことに使うよとか、新しいことをしようというときに使えるお金にしておくのが健全であると。家計もそうですよね。100%、食べるしかないのでは、次になかなか展開できませんが、そういったところでの数字になってございまして、おかげさまで江東区では、この3年間は70から80と。28年度は76でございまして、新しいことにチャレンジできる。もしくは必要なお金を必要なところに振っていくと。こういったことができる状況にあります。とてもありがたいことだと思っております。ただし、先ほどございましたが、今、江東区は待機児童の問題を抱えてございまして。それから、生活保護の保護率も高くございまして。こういったものを扶助費と言うのですが、こういった福祉に使うお金についてはもう右肩上がりでございますので、このことを考えますと、新しいチャレンジについてもよく吟味をして、この許された20%の部分をどう使うかが問われるところでございまして。

次に指標152、公債費負担比率でございまして。これは簡単に申し上げますと、家計の中でローンがどれぐらいの割合かということでございまして。借金でございまして。ローンを組んでございまして。ローンを組んでいるのは、例えば学校とか、文化センター等を建て直す、大規模な改修をするときに、その年度だけでお金を20億円、30億円を出すことはとても難しくございまして、これを債権（負債）にいたしまして、これを年度で割って支出するような形になります。つまり、一旦お金をいただいて、返還していくという支出でございまして。この比率が家計の中では1.8でございまして、端的に申し上げますと借金は少ないとご理解いただければと思います。

それから指標153でございまして。基金残高と起債残高の差引額、これも難しくございまして、端的に申しますと、基金は貯金です。江東区の一般会計と申して、1年間の家計の予算は約2,000億円です。そのうち、基金という貯金は約九百数十億円がございまして。その分、起債といった先ほどのローンが二百数十億円という中で、その差では平成28年度では717億円、貯金を上回ってございまして、家計で考えていただくと、例えば月100万円の家計

をやりくりされているとすると、大体350万円から400万円の貯金を持っていると。これはまあまあ妥当、健全かなというところという数字とご理解いただければと思います。ただ、この基金でございますが、この後、ご説明をいたしますが、公共施設が老朽化してございますので、こういったところでこの基金を使っていく方向がございます。

次に指標154でございます。特別区民税の収納率の現年分と滞納繰越分となっております。これはおかげさまで、28年度でございますが、いわゆる納税をお願いして、いただくお金が100%パーフェクトということはなかなか難しくございます。その中でも現年分については99%を超えている。それから、過去に滞納してしまったけれども、これについても再度お願いをいたしまして納税をというところでは、この数字も上がってきているという中では、おかげさまで区民税の収納率は他区と比べましても、よい状況にあるとご理解をいただきたいと思っております。

最後でございます。指標155、特別区民税の収納未済率でございます。これはすべて、今のお金の中で納入をお願いした中で未済であった率についてでございますので、地道な収納努力、要するに区からの働きかけをすることで、こういった形での数字が出てございます。

トータル、この5つの指標から、現在、江東区の財政状況について言えるのは、過去、かなり厳しい状況がございましたが、今は江東区の家計は安定していると。ただし、この先、さまざまな出来事にどうやって、都知事はワイズ・スペンディングと申しまして、賢いお金の使い方と言ってございますが、私どもは一応安定はしているからこそ、この先を見据えて、どうやってお金を使っていくのだということが問われている状況で、これが今の江東区の財政状況とご理解をいただければと思います。

次に「施策における現状と課題」ということで、A3の1枚目のシートの右側をごらんください。今申し上げましたとおり、四角が幾つか並んでございますが、シート6の一次評価、現状と課題の(2)のところでございますが、その2つ目でございますが、とはいっても、江東区の歳入(収入)は、半分が区税、半分が特別区交付金というものでございます。これは特別区独自の制度でございまして、固定資産税とか、特別土地保有税等、景気の変動を受けやすいお金でございますが、この税を都が一旦、23区分は徴収いたしまして、そのうちの55%を特別区全体に振り分けるよという仕組みになってございます。というのは、正直申し上げますと、中心区等々、かなり税収のあるところと、私どもが周辺の区に入るかどうかですが、そういった収入がないところの中でも、23区は連担、要はくっついてご

ざいますので、極端に区同士のサービスが違うのは困るところで、こういった制度の中で特別区交付金ということで、その都度、毎年毎年、都とのやりとりの中で交付金が決まるという制度でございます。ただ、もともとは普通の市ですと自治体の歳入でございますのでというところはございます。こういったところで、歳入構造としては景気の影響を受けやすいわけですから。なので、こういったところも見なければいけない。

それから、四角の4つ目にはございますが、全然話は離れますが、2020年は東京オリンピック・パラリンピックがあって、江東区が地元区でございます。メインの競技はほとんど、江東区の臨海部で開かれますが、江東区は主催者ではございません。ですが、区の考え方としては、オリンピックを契機として、例えば教育、例えばまちづくりといったところで、後に残るお金の使い方をするために、平成27年には基金をつくりました。要するに、そこにお金をプールして、そこから何にちゃんと区としてはオリンピック関係では支出をして、レガシーとして残すのかを明確にするために、こういったことをしてございます。

それから6つ目の四角にはございますが、先ほど申し上げました統一基準による財務処理、要するに複式簿記等を導入したものが明らかにしなければいけないということでございませぬ。

それからもう一点、全国的な動向を踏まえまして、国からの要請等もございまして、私どもでつくったものがございませぬ。それがお手もとに今お届けをいたしましたA3の「公共施設等総合管理計画概要」というものです。よろしいでしょうか。なかなか難しいのですが、江東区の今の施設の状況をお伝えしようというものです。A3の概要版をごらんいただきまして、一番左上に「公共施設等の現状」というものがございませぬ。公共施設というのは、道路も橋も公園も含めまして、さらに学校とか文化センター等も含めまして、それらを言うてございませぬ。江東区の建物は、昭和40年から50年、要するに子どもたちが増えた時代、小中学校も一生懸命建てました。そのところでの建設年次のものが約6割でございませぬ。30年たってまいりますと、普通のお家でも、例えば手を入れることがございませぬ。水道等の設備関係がかなり傷んでまいります。これが今、大きな課題でございませぬ。では、今、これについて考えないと、もう20年がたって改築しなければいけなくなったときにどうするのだということがございませぬので、昨年、一生懸命考えまして、江東区としては、こうしていこうと思っております。

一番右側の「適正管理に関する方針」というものがございませぬが、まずは建物を改修などするときは、長く使えるように、少しお金は余分にかかりますが、長寿命化を図ろうと

いうこと。それから、本当にこの施設が必要なのかをもう一度見直そうと思ってございます。具体的にどの施設とは決めてございませんが、例えば文化センターとか、地区集会所、区民館等々、同じニーズのものについて、利用率がどれだけだと見て、できれば統廃合を考えなければいけないのかもしれませんが。それから、小学校の改築等については、ただ小学校ではなくて、その他の用途のものに使えないかと。こういったことを考えながら、公共施設を管理していこうということ、昨年、計画をつくりまして始めているところでございます。

「今後5年間の取り組みの方向性」というところでございます。一番最後になります(3)でございますが、るる申し上げましたように、今年来年だけを考えるのではなく、中長期で5年、10年、できれば20年を見越したいのですが、行政上、何をしなければいけないのかを考えながら、基金をためたり、起債ということでローンを組んだり、毎年の税収を見ながら、どこにお金を当てていくと。その上で、8割でございますが、経常収支比率といって、いわゆる家計の中で2割は何とか次に使えるような、少し柔軟性を持った財政運営をしていきたいと思っております。それから、とても大事なことでございますが、区税をいただいておりますが、先ほどの高い収納率を必ず維持をすることと、税について十分ご理解をいただきながら、もしくは納入しやすい環境、クレジットカード収納、ペイジー収納、こういったものをどんどん広めていきたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、A3のもう一枚のペーパーがございまして、これまでのご評価をいただいた中でご意見をいただきながら、取り組んだ状況が1、2、3とございますが、これは今の公共施設等総合管理計画、新公会計制度、要するに複式簿記等を区に導入するのだということ。それから、収納率向上に向けた多様な収納方法の種類とございますが、これは税金を喜んで納めていただけるように頑張りたいと。そういった取り組みでございまして、るる申し上げましたので、これは省略をさせていただきます。

最後でございますが、今ご説明を一生懸命したつもりでございますが、なかなかわかりづらかったと思うのですが、日本全国は人口減という状況に舵を切っております。ただ、東京都につきましては、2025年ですから、今から約10年ぐらいは人口増が続くと言われてございます。その都が推測するに、私ども江東区は、豊洲や有明等の臨海部の新しい町がございまして、まだまだ10年20年は人口が落ちることはないような推計になってございます。その中で、先ほど熱い議論がございました例えば子育ても、ただ保育所を建てればよいということではなくて、家庭の子育てにも行政がサービスとしてどこまで入らなければ

ばいけないのか。そういった時代になってございます。また高齢者福祉も待ったなしでございまして、こういったところにきちんと区民の方が納得していただけるサービスをするために、むだなお金を使わないためには、きちんとした収入を上げて、自分たちで予算を組んだ中で、区民の方にご了解をいただきつつ、区政を進めていくためには、この自律的な区政基盤の確立というものがとても大事だと思っております。1年2年ではなく、先を見据えた行財政運営をしていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○班長 どうもありがとうございました。それではどうぞ。

○委員 これは非常にわかりづらいかと思えます。ここでせつくなので簡単にご説明しますと、まず江東区の財政状況等は今、お話しがあったとおり、私が客観的に見ても、全国のレベルから見るとトップクラスにいいです。それは自信を持っていただいていいです。ただ、今後、お金の使い方をちゃんと区民がチェックをしないで、変なお金の使い方をすると、とんでもないことになるのも事実です。では、どうやってお金の使い方をチェックするのですかということで、今までは予算という形で1年間のお金が出た入っただけをチェックしていたのですが、それでは限界があることがわかってきたのです。

なぜ限界があるかという、身近な事例でお話をしますと、例えばお祭りで500円のカメと500円のたこ焼きを売っていたとしますよね。子どもが500円を持っているから、欲しいよと言ったときに、ほとんどの親御さんはカメを買うのはやめろと言うのですよ。たこ焼きならいいよと。500円で買って、たこ焼きがおいしかったで済むのですよね。カメはなぜだめかという、その親御さんは簿記とかの知識はなくても、自然に身につけているのです。これが基本なのです。なぜかという、カメを買おうと、その場だけではなくて、ずっと世話をしなければいけない。例えばカメを買ったら、ケージを買わなければいけない。えさを毎日、与えなければいけない。すごい手間がかかります。もしかしたら病気になったら、医者に連れて行かなければいけない。あげくの果てに、ミドリガメは小さいですが、大きくなると手に負えなくなって、どこかに放してしまうと。そういうことが起きます。それはお祭りのときにカメはだめよということなのですが、ちゃんと飼うということで、動物愛護の観点で飼えば問題はないのです。

それを行政に置き換えると、たこ焼きはいろいろな事業なのです。その事業は福祉でも、先ほどの子育てでもいいですが、事業をやって、よかった悪かったで、単年度で終わるか

らしいのですが、カメはどういうことかという、簡単に言うと資産の購入なのです。どういうことかという、幼稚園を建てたり、公民館を建てたり、先ほどいろいろと出ていた児童相談所を今度つくりましょうとかという施設と考えてください。市や区は今まで、資産の状況がちゃんと把握されていなかったのです。どこどこにあるよというのはわかっていますが、金額情報はわからなかったのです。そういった意味で、民間なら当たり前なのですが、固定資産台帳というものをまずつくりましょうという話になったのです。要するに我々の区はどういう資産を持っているのか、まず調べましょうと。ここで大きく違うのは、民間であれば、その資産をもって商売をして利益を上げるためのものですが、行政が持つ資産は、特に道路なんかはそうですが、住民サービスのために得たもので、お金を儲けるためのものではないのですね。そこが大きく違います。どういうことかという、資産とは、区民にとってサービスの向上になりますが、お金が出て行くのです。ある意味、負担となっているわけなのです。そこが前提にあります。だから、先ほど置き換えたカメと同じなのです。だから、そのカメを江東区は今度、どういう形のカメかはわかりませんが、購入するかどうかの判断をするのが予算のときなのですが、今までは500円というもので、お金があるから買っていいねだったのですが、そうではなくて、それを長期的に見て考えましょうという必要が出たのです。

だから簡単に言うと、カメが施設だとすると、それをちゃんと今、極論すると、江東区は何匹のカメを持っていて、どういう状況なのかが公共施設等総合管理計画なのです。それを洗い出しして、今の状況はどうですかとか、それが死んでしまったら、また同じものを買うのですかとか、そういうことを考えるための計画ということです。そういったことを区民の皆様方と一緒に考えていくのが公会計制度という形なので、簿記を知らなくても構わないのですが、予算を今度見ていくときには、単年度ではなくて、それが将来にわたって、どういった形で利用継続されていくのかというところまで見ないといけなくなってきたと。特に江東区は、オリンピック等々を絡めて、いろいろな施設、先ほどレガシーとして残すという表現がありましたが、レガシーとして残すのは、ある意味、いいのですが、使われなくなると負債を残すだけなのです。要するに借金でつくる場合もありますが、そういったもの、施設は、あるだけでお金がかかりますので、そういったものがレガシーとして区民の方が応分の負担をするという理解を得られているレガシーであればいいのですが、そうではない建物がもしあったとすると、それは負債だけになってしまうのです。そういったことを購入のときに、しっかりと調べてやりましょうというのが新しい会計制

度です。民間であれば、当然、物差しが儲かったか、儲かっていないかで簡単に出るのですが、先ほど言ったとおり、資産を購入して、住民サービスには寄与しますが、お金は出て行くということになります。そうすると、江東区は今、お金がいっぱいありますが、そういった形で、それをすべて資産に注ぎ込んでいいのかとなると、将来、江東区さんも確実に人口が減少する時代が来ます。そのときに将来世代に負担を残すことも当然想定しなければいけない。これは職員であってもなかなか理解ができなかったり、議員さんとかにもいろいろ周知をしているところがございますが、そういったことを区民の方もわかるように、わかりやすく一緒に考えていきたいと思いますというところが、最終的には自律的な区政基盤の確立ということになっていくのかと思っております。

そのために、細かいところでは、例えば基金残高と起債残高の差引額という指標153がありますが、これをもう少しわかりやすく言うと、先ほど言ったような固定資産台帳ということで、区にはどのぐらい資産があるのですかというので、これは調べがついているはずで、そうすると、資産は耐用年数といまして、およそ何年ぐらい持ちますということで決められておりますので、そうすると、もう何年か使っている場合については、その資産の何割かは減価償却累計額という表現を使うのですが、すでに消費してしまっていることは1つの指標としてあります。それが江東区ではどのぐらいあるのかをまず1つの指標とすると、その部分、それは将来、更新するというのであれば、この部分、どのぐらい基金の積立があるのかということで、何%あるということで、そういったような指標と置き換えて、ご説明をする必要があるのかなと思います。

個人でも5,000万円の住宅を購入したいと思ったら、頭金は幾ら用意するのかとか考えますよね。年収がどのぐらいであれば、3割は頭金がなければだめだねとかという話になりますから、その頭金に相当する部分が基金の残高となります。一方、その年の年度の収入だけで住宅が買えるわけではありませぬので、借金（住宅ローン）をしますから、それがどのぐらいかかるのかという、実際かかったものを、それが起債ですが、そういったバランスをとりながら、指標として、いろいろな形でご説明をしていくというような形で……。

ちょっと非常に難しく、これを共通理解しながら、どうやっていくかは、全国的に今、苦慮しているところです。ちょっと長くなりましたが。

○班長 いえいえ。あと何か特にご質問とかコメントはありますか。

○委員 特にわからないことはなくて、非常によくやられているという認識ですので、大丈夫です。

○班長 はい。では、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。今までもそうですが、これからご説明をいただく施策の基盤になる、とても重要なところですし、ある意味、すごくお金のことなのですが、区民の皆様にはなかなかわかりづらいですし、私自身も、あまり数字は得意ではないので、すごくそうなのだなという感じでとらえているのですが、そういう意味で、個別のことがどうこうという分野ではないので、ご質問をさせていただきたいのは、いわゆるこの事業にと計画を立てて施策をやっていかれる担当でいらっしゃると思いますので、なぜこの領域にこれだけお金を使って、これだけはやらなければいけないのだということが、区の中でどういう形で意思決定をされて、その際の判断基準ですね。それをどういうふうに行っているのかというあたりは、多分、区としての計画があって、それを推進していくという部分があると思うのですが、そういう中で、今はこれが重要だから、これに重点を置いてやると。それはなぜそういうふうに行うのかと区としてそれを重点にしたのかとか、それは行政がやるのかと。その行政といった場合でも、行政も段階がありますから、それを区がなぜやらなければいけないのかという部分での、なぜという部分をきちんと説明していくことによって、この計画を立てていくと思うのですが、その辺の、なぜこれを重点的にするのかとか、なぜそれを区がやるのかというあたりについて、個別の施策ではいろいろお聞きしていますが、こういう計画段階で、どういうふうに行うのかに区民の皆様にはわかりやすく説明したりする場があるのかなのか。あるとすれば、どういうふうな形で、今まで説明をされてきているのかというあたりについて教えていただけますでしょうか。

○関係職員 ご質問ありがとうございます。まず全体の予算は、作業的には個別の事業を積み上げていくことなのですが、まさに今、このように先生方あるいは外部評価モニターの方に評価していただいた内容を予算に盛り込んでいくのが一つあります。その上で各施策ごと、各所管ごと、毎年、予算編成に向けて、その施策を実現するために、例えば効果が上がっている事業もあれば、そうではない役割を終えた事業もあるということで、すべての事業のポジショニングをしていくのですね。評価をして。これは成果を上げるためにコストも上げると。これは逆に、もう役割を終えたからコストは下げて廃止する、あるいは縮小すると。まずそういう評価を得て、当然、それを政策経営部と所管とのヒアリングの中で、それを精査し、具体的にはそこに実際の予算の査定過程の中で予算設定ということになります。ですから、大きなマクロの意味で、今年はこの施策にということではなくて、やはり私どもはすべての施策について効果的に運営をしていかなければいけないの

で、各施策ごとに事務事業の評価をしながら積み上げていくということです。

最終的にそれを区民の方にどのように公表していくかということですが、まず第一義的には、予算編成を終えた後は、当然、これは区民の方に江東区の例えば29年度、30年度予算はこの内容ですよということで、重点的にこういうことに取り組んでいきますということ例えば区報を通じたり、あるいはプレス発表と申しまして、予算のプレス発表を通じて、いろいろな報道機関を通じて区民の方にもお伝えしたりと。あわせて、当然ですが、いわゆる区民の代表であります区議会に対して予算案として示す中で、区長の施政方針として、こういう部分に重点をかけると。そういうご説明をしているのが現状でございます。

○委員 ありがとうございます。そういう中で事務事業評価をされた上で、外部評価もとり入れたりという形で、あと、区民ニーズも調査もされていらっしゃると思いますが、それらを踏まえて、こういうことが必要だろうという形で事業を組み立てていかれているのはわかったのですが、多分、積み上げていって、行政サービスなので、これをやることに越したことはないと思うのですが、やはり先ほどあったように限られた財源の中で、今は潤沢だけれども、将来設計を考えたときには、今は少し抑えておいたほうがいいだろうとか、その辺のバランスが難しいのだと思うのですが、その際に、やったほうがいいけれども、それに見合っただけの成果がないと、やはりだめだと思うのですが、その辺の対費用効果的な部分の検証とか、その辺は行政でされていらっしゃるのかどうかというあたりはいかがでしょうか。

○関係職員 まずご指摘のとおり、いろいろな仕事が入ってきます。区民の要望もいろいろございまして、これを全部やっていると、人的にも財源的にも限りがあるので、すべてはできないのはご指摘のとおりです。

それでまず仕組みとしましては、私どもの「自律的な区政基盤の確立」を下支えするために、行財政改革を延々とやってきています。この行財政改革にはいろいろありますが、主に事務事業の大きな部分での見直しですね。それから、民間の活用、民間委託の推進、アウトソーシングです。それからあわせて、職員の定員適正化。こういうことをやって、いわゆる役割を終えた事業は廃止していく。あるいは例えば施設等についても整理統合をしていくとか、人員も、厳しい部分はございますが、やはり人件費は、先ほどお話が出ました固定的な経費ですので、これを無尽蔵に増やしていくと、それで予算を食ってしまうこともありますので、少数精鋭で対応できるような態勢を整えると。こういうことをまず仕組みとしてやっております。

それから先ほど、毎年、事務事業評価の中でのポジショニングをやっていくというご説明をしましたが、まさにこの中で、その事業が本当に、例えば指標の進展に効果的になっているのかは必ず確認をしていきますので、そうした中で個々の事務事業の検証といえますか、効果は測定している、できているのかなと考えております。

○委員 ありがとうございます。そういう意味では、指標がどうなのかは、先ほどの施策のところでもありましたし、この指標でいいのかは議論になっているところだと思うのですが、そういう意味では、指標がちゃんと進んでいるかどうかの評価基準になっているということですね。

例えばのお話をちょっと伺わせていただきたいのですが、多分、税収のところの徴収方法のところも変えられて、それをPRするためにチラシを15万部つくりましたということが取り組みのところに書いてあるのですが、例えばのお話ですが、納税のやり方を多様化していった、クレジットカードでできたりとか、いろいろな形でできるやり方を多様化していくと、多分、そのためのいろいろな条件整備のためのお金がかかっていると思うのですが、でも、それは区民にとっては、いろいろな方法で納税ができればすごく楽ですし、それぞれのニーズにも応じられますが、それは区民のニーズとしては満足度は多分高まると思うのですが、そのために財源を使って整備をしていったときに、そのためのPRもしていかななくてはいけないとなったときに、それだけの投資をただけに見合うだけの税収が上がってくれば、多分、問題はないと思うのですが、そういうことで、ちゃんと投資をしたのに見合っただけの税収率が上がったとか、そういう形の検証とかはされているのかどうか。例えばの話ですが、そういう形の検証はできているのかなと。その事業に対してやっただけのこと、やったことに対して区民が満足することはとても大切ですし、重要なことなのですが、それによって支出がどんどん膨らんでいった、財政が圧迫されていくのはまたそれは本末転倒の部分もあると思うのですが、その辺の検証はちゃんと区としてされているのであれば、多分、区民の皆様も安心して、ニーズをいろいろ言えると思うのですが、それが検証できる仕組みがあるのか、実際に検証されているのか。例えば、いろいろな多様化したところが、取り組みの成果として挙げていらっしゃるの、その辺はどうなのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○関係職員 多様な方法ということで、まず第一に区民の皆様の利便性を目標としてやってございます。当然、検証もしております、イニシャルコストですとか、ランニングコストですとか、そういったものもにらみながら、効果を上げてございます。意思さえあれ

ば、いつでもどこでも払える、納められる環境すべてを整えて、払えないのですということとは避けたい。そういう気持ちでやってございます。現在、実はコンビニエンスストアの納付が最も高く、5割を超えてコンビニをお使いです。手数料は57円ほど、当区が負担しているのですが、でも、これによって利便性は抜群に高まりましたし、99.24%という数値もたたき出すことができましたので、寄与していると考えてございます。以上です。

○委員 ありがとうございます。そういう意味では、1回57円を払っても、納めていただいた税収で十分、上乘せではないですが、できるだけ利便性があったということですね。はい、ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。ソフトですが、徹底的にとってあげようと。そういうある意味では、すごいプロ根性で、すばらしいなと今、感動しました。

○委員 今の件で、税収等の徴収の部分に合わせてなのですが、例えば税だけではなくて、保育料、児童手当、住宅使用料等々を払わない方がいらっしゃるのですね。基本的には公平性の観点から、本当に収入がなくて払えない方であれば、生活保護になったり、一定の減免がありますが、給食費なども払っていただけない方もいらっしゃる中で、基本的には払う意思がない人ですから、場合によっては差押えをしたり、預金・給与の差押えは今、どこでもやっているかと思いますが、売掛金を差し押さえてしまったりとか、土地も差し押さえたりとか、これはある意味、区民にとっては厳しいのかもしれないのですが、やはり平等性という観点から、払わない方からもしっかりとるのは必要で、ここは特別区民税だけの人になっているのですが、区としては、それだけではなく、ほかの債権も含めて、とる態勢はお考えなのかどうかをお知らせください。

○関係職員 強制徴収公債権と、あと、その他私債権と分けて、私どものほうは税部門ですとか、法規にあるものは差押え等々を進めていまして、とっているのですが、私債権におきましては、また別の組織を組んでございまして、そちらでもろもろ検討してございます。

○関係職員 補足といたしますと、公債権という債権がございまして、一方、例えば奨学金等の償還等々、私債権の管理につきましては、私どもも入ってございますが、税は収納対策部門でございまして、こちらの私債権管理対策委員会等もございまして、そこで条例を設置いたしまして、都内では初でございまして、債権放棄もしつつ、もう一つ、私債権の徴収をするために例えば弁護士さんに委託をいたしまして、徴収業務を行う。もしくは例えば奨学金とか福祉関係の貸付金等々、これについては別動隊と申しますか、別の横断

的な組織の中で対策を決めて、それを実行する中で進めているところがございます。

○委員 わかりました。望ましいのは、税を滞納している方と私債権を滞納している方と重複している方が結構いますので、トータル的な相談をする中で納付を考えると、どうしても私債権だからと、行政債権だからと分けてしまって、徴収体制を組むと一定の限界があるのかなということで、当然、払っていない方にはそれぞれの理由があるので、支払時期とか分割をする中で払える場合もありますが、それはトータル的な負債の支払ですよね。それがあったほうが、個人的には、よりベストなのかなと感じました。

○関係職員 そういったお客様はもちろん親身に相談を聞いておりますし、ほかにお抱えのもので、例えば国保料だったり、介護料だったり、私債権だったりというのも、細かにお話を聞いて、各部門に相談をつないでおりますので、そういった横の連携もしてございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○班長 では、区民評価モニターの皆さんからご質問やご意見がありましたら、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○モニター 今度、オリンピックがありまして、いろいろな競技場ができるのですが、うちの近くにも大きな水泳場が新たにできるのですが、今まで辰巳に水泳場ができていたのですが、それが観客が3,500人ぐらいしか入らないというので、また一つできるのですが、それで、水泳のあれはランニングコストがすごくかかるのですが、その費用は江東区が全部かぶるものなのでしょうか。それとも、国とか都が少し負担して、毎年の維持管理費を負担していただけるものなのでしょうか。

○関係職員 今ご質問がありましたのは、アクアティクスセンターという今、建設中の建物のことかと思いますが、ご指摘のとおり、もともとすぐ近くに辰巳国際水泳場があるのに、何でまた新しいものをつくるのだという議論が前からあって、先日まで、この問題はどうするのだということで、東京都で小池知事が、もともとアクアティクスセンターで行こうとなったのに辰巳でもう一回できないかという話がありました。でもやはり、オリンピックレベルの競技をやることでいうと、今の国際水泳場は施設の不備があるので、やはりつくりましょうとなりました。

これの維持管理費なのですが、基本的には、これは東京都の恒久的な施設になりますので、区が負担することはありません。ただし、皆様も都民税をお支払いになっているので、その税金が一部投入されることで、やはり大事なのは利活用で、結局、大会が終わって、

だれも使わない施設が残ってしまったとなると、先ほど委員からご指摘がありましたように、負の遺産になってしまいますので、それをどうやって活用していこうかと、今、東京都が一生懸命考えています。例えばいろいろなイベントに活用するとか、あと、お金の問題ではなくて、江東区も、いろいろな一流選手が大会をやる場所ですので、例えば江東区の子どもたちもそこで大会ができるようにしたいとか、そういった形で有効活用できるようにということは、区からも東京都といろいろ協議をしていきたいと思っています。

○モニター ありがとうございます。安心しました。

○班長 どうもありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。区民の皆様は一番気になる場所なのですね。どうぞ。

○モニター 税にかかわりまして、江東区の減価償却資産ということで、公共の橋梁とか、いろいろやられるということをお聞きしておるのですが、そのときのお金の、平成27年度には進んでおるといことが書いてありましたが、その金額はどれぐらいかと。当初30年前の金額とその辺で大分違ってきているのでしょうか。どういう計画なのか、現状を比較してどうなのかということと。

それからあと、減価償却ができたということは、固定資産ということでは、昔の国の機関は全部、それから資産計上してなかったですよ。その中で多分、今度、災害が起きたときにでも、江東区もいろいろと災害が出てくると思うのですが、そのときに多分、保険がかかると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。災害保険というものが多分あると思うのですが。

○関係職員 ご意見をありがとうございます。固定資産台帳は27年度に我々で整備させていただきました。全庁的に区が持っている資産を一つ一つ確認して、台帳整備をしたところでございます。今、金額自体は後ろのほうで確認していますが。

災害が起きたときの保険という意味では、道路なり、橋梁なり、基金というものを我々は持っているのです。災害が起きたときの。その基金を使って、もし災害で橋梁が壊れたときとか、道路が壊れたときの復旧というものは、お金としては用意しているという形でございます。

見込みなのですが、江東区では年間110億円ほどの減価償却というものを今、見込んでいくという形でございます。以上でございます。

○委員 減価償却資産は、いわゆる企業会計にもとづく減価償却資産の規模としてはどれぐらいあるのでしょうか。多分、今のは毎年、法定償却年数で償却していくと、今の110

億円でしたっけ。償却資産総額はどのぐらいなのでしょう。

○関係職員 今回の長期計画の28年度から31年度の4カ年限定ですが、ハード事業で770億円を投入されると。

○委員 いや、償却資産というのは、何年間ではなくて、何年度末の時点での、何年での資産の規模ですから、それはどのぐらいなのか。それを何年平均して償却するから、110億円と。

○委員 バランスシート上の剰余資産とインフラ資産の合計額でいいと思います。

○関係職員 失礼いたしました。江東区の27年度時点ですが、固定資産台帳の評価額として4,200億円余と。

○委員 それが事業で言うところのいわゆる償却資産の27年度末の合計で、それが年度償却をすると、償却費で110億円ぐらいと。ですから、4,000億円ぐらいを30年40年ぐらいで償却していると。こういうことになるのですかね。

○委員 それは土地を除いた形になっていますか。

○委員 土地は償却資産ではないですね。

○関係職員 はい、そうですね。建物のみです。

○委員 道路、公園は入っていますか。インフラのほうに。

○関係職員 入っています。インフラ資産も入っています。それで4,200億円余と。

○委員 これからおそらく、そういうふうになって、今、大学なんかも、法人化と同時に企業会計を原則にした複式簿記になっているのですね。そうすると、やはり常に頭の中に自分の区の償却資産が幾らかは、これは即答しなければいけないですね。そして、償却資産が幾らで、それが年度末の償却資産が幾らで、そしてそれが毎年毎年、例えば法定耐用年数が25年平均だとすると、25で割れば、これぐらいですよと。そういうふうに頭の中で回していかないと、ずっと官庁会計のままになりますから、おそらく国が要請していることや社会が要請していることは、もちろんそれも大事なだけけれども、複式簿記が大事だということだと思います。そういう趣旨も含めて、ご質問をいただいたのだらうと思います。そういうことですよね。

そのほかにいかがでしょうか。

おそらく、僕も国立大学の法人化の前と後を知っていますが、どうしても官庁会計になじむと企業会計はぴんときないのですよ。これはおそらく今でも日本の国立大学86の大学の学長や理事は、大学の法人会計をほとんど理解できていないと思います。私が知ってい

る限りでは10人いて1人知っているかどうかというぐらいだと思います。おそらく役所を見ていても、何となくそういう役所が多いのですね。でも、官庁会計のよさはあるのですね。企業会計にしてしまっただけで発生主義にすると、本当にわかりづらくなります。だから、公会計の世界が発生主義で複式簿記が本当にいいのかというのは、ご専門家がいらっしゃいますが、結構実務の方々はまだあまりぴんとこなっている可能性がありますので、両方をきちんとにらみながら、企業会計の問題の本質は何なのか。その主だった数字は何なのかということは頭の中に常に入れて置かれるようにした方が多分いいのかなと思います。どうもありがとうございました。

○班長 そのほかにいかがでしょうか。今日はちょっとテクニカルな話で、区民の方々からお金をいただきながら、実はご説明するのはなかなか難しいところでございますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○モニター すみません。詳しくないのでよくわからないのですが、大きな流れで言うと、今、企業型の会計を導入されるという、今ちょうど、その真っ只中ということですね。言葉は悪いのですが、ということは、今までアバウトとは言わないけれども、こんな感じかなとやっていたものを、よりシビアに見ていくということなのですよ。そういうふうに理解してよろしいですか。今までが全然だめとは言いませんが。

○関係職員 お金の入りと出という観点からしっかり決算報告をやらせていただいて、固定資産も管理はしていました。ただし、今、公会計制度の導入ということで、今まで以上に固定資産の管理をしっかりやって、今後の資産の減価償却とか、そういったところの目減り分をしっかりと管理していくと。そういう形に移行しているというところでございます。

○モニター 大変難しいところで大変なところもあるとは思いますが、ぜひ頑張ってください。

○委員 補足させていただきます。官庁会計は現金の出入りですが、正直言って、民間の企業会計よりも厳密にやっています。本当に1円単位で会計をきちんとしていますので。それは皆様方から預かった税金の使い道を決めるということで、しっかりやっております。議会の承認も得ています。これは前提としてあって、これは単に1年間に入ってきたお金の使い方をきちん決めていくということでやっていたのですが、資産の状況について、先ほどのカメの例ではないですが、500円で買ったとき、きちんやりしますが、その後、どれだけの費用がかかるという見積もりがなかったり、あるいは物もただでもらったりする場合がありますので、そういったものはお金の出入りではないので、わからなかったり、あと、

建物は50年で減価償却をしますよという、1年目は全部、現金で出た部分は把握しますが、実際、行政サービスには減価償却費相当部分が費用となっているというものは今まで見えてなかったのです。ですから、今までの官庁会計というか、現金主義会計は憲法の要請ですから残ります。プラスアルファに発生主義的なデータも補完としてお示ししましょうというのが趣旨ですので、今までのいい加減だったということは決してありませんので、補足させていただきます。

○班長 はい、どうぞ。

○モニター コストの状況というところで質問をしたいのですが、28年度の予算、28年度の決算とありますよね。ここのトータルコストと事業費がやたら大きいように思うのですが、これはどういうことですかね。ちょっと意味がよくわからないので、ご説明をいただけるとありがたいのですが。まして29年度の予算がまた、それよりがくんと落ちていますよね。ここらあたりがあまりよくわかっていないので。

○班長 それはおそらく皆さん、そう思われると思いますね。つまり、普通だったら、予算と決算はそんなに差がないのに、予算と決算でかなり大幅に、28年度予算と決算の速報値ですが、かなり違っているし、この辺はどうですか。

○関係職員 予算と決算のとき、予算のときには基金をどれくらい積み立てられるかということが予測できないので、その部分を見込んでいないことがあるのですね。実際、決算になったときに基金の額が確定しますので、その分の差が出てくるというところでとらえていただければと思います。

○モニター 了解しました。

○班長 どうもありがとうございました。

貴重ないろいろな視点からご意見をいただきまして、本当にこうやってご意見をいただくことが区の職員の皆様をトレーニングすることにもなります。私たちも勉強になります。どうもありがとうございました。

では、最後に外部評価委員から、総括コメントをいただきたいと思います。

○委員 ありがとうございました。先ほども少しお話の中にもあったと思うのですが、やはりなぜ行政がやっていて、それがなぜ区がやるのかとか、一体なぜそれを江東区がこういうところに重点的に予算を割っていくのかということであるとか、あとは先ほど、つくっていただくだけではなくて、切っていくところもというお話もあったのですが、よりよい区民のニーズを反映しながらとか、地域的な江東区としての状況を把握したときに、行政側

としても、ここが重点的にやらなければいけないのだろうとか、議会との対応もあると思うのですが、そういう意味で、やっていくことと同時に、やっていくからには、限られた予算の中では削っていかねばいけないところもあると思うので、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドではないですが、何を切って、何を増やしていくのかというところ、それを行政の中できちんと回されて、判断されているのがすごくわかりましたし、それが江東区としては機能していることはわかりましたので、ぜひそれを、なぜそういうふうにするのかを、こういう判断基準で、こういうふうに決めましたということ、ぜひわかりやすく区民の皆様にも知っていただいと。そうすることによって、区民からの行政への信頼も増していくと思いますので、ぜひそういうところをわかりやすく説明していくことが、これからの行政の、よく言われる言葉で言えばアカウントビリティーだと思うのですが、そういうところもぜひ意識していただいて、今後、ますます行政的にも質が高まっていくことを期待したいと思います。

それから、余談になるかもしれませんが、例えばロンドン・オリンピックを経験して、ロンドンがすごく変わったということがあって。やはりロンドン・オリンピックを経験した、学校とかに行くと、やはり子どもたちの中にオリンピックのときに、いろいろな国の、江東区もやっていますが、1校が1つの国を担当して、その国のことをよく調べてとかとなっていたことを経験して、いろいろなオリンピック選手との交流をしたりとか、オリンピックを経験した子どもたちが、そのことがすごく体の中とか、記憶の中にとどまっています、そのことでロンドン・オリンピックの子どもたちはすごく自信を持ってきているなと感じました。そういう意味で、施設的な面で江東区でいろいろなものが多分残ると思うのですが、そういう有形なものだけではなくて、有形無形のレガシーがあると思うのですが、そういう無形の部分でも、ぜひ力を入れていただければと思います。

○委員 一応、「自律的な区政基盤の確立」ということで、最終的には区民の方にいかに見える化という形でお示しできるかということになるかと思います。比較対象とすると、やはり東京都の中ですので、23区等々と横並びの比較になるかと思いますので、公会計改革においても、区によって温度差があるみたいですが、江東区におきましては、いろいろな部分で先進的に取り組んでおられますので、ぜひ、いい指標をつくっていただいて、よりわかりやすく区民に見える化で説明していただければいいのかなと思っています。

○委員 私からは、今、両委員がおっしゃったことと同じなのですが、結局、どこまで行政がやるかとか、あるいはどこまでやるか。それから、どれだけお金を使うかは、最後は

本当に、何て言いますか、センスみたいな感じになりますね。そうすると実は人材育成と
いいですか、一人一人の職員が現場で、これはやるべきだと、ここは区民のお金を使おう
よという感覚を持てるかどうかだと思うのですね。ですから、そのためには、お金の問題
と人の問題は何か全く別のような問題がありますが、やはり職員を徹底的に訓練するのは
実は行政の力になって、本当に必要なところにお金をつけるべきだし、そうではないとこ
ろはお金をつけないとか、そういうふうにメリハリをつけていくためには職員の感性
とかを鍛えることと、それからもう一つは、区として、こういうものには使うけれども、
こういうものには使わないのだということ、抽象的ではなくて、一つ一つの事例を積み
重ねながらしっかり考えていくことだと思うのですね。しっかりみんな一人ずつが考えて
いて、区の考え方はこうなのだということが出てくれば、それは一人一人の職員や、あ
るいは一つ一つの課や部の判断基準になるだろうと思いますね。そういった判断基準をし
っかりつくっておくと。そうすると、最後は必ず区民の方々に、それをちゃんと明快に説
明ができるということだと思います。

それから、おそらくこれから複式簿記、企業会計のものが加わってくるわけですが、こ
れは会計に携わる人たちに申し上げたいのは、寝ても覚めても忘れない数字は持っておか
ないといけないと思うのですね。それは20とか、30とか、40かはわかりませんが、あると
思うのです。それから、手帳を開いたら、すぐ出てくるような数字、引出しを開いたら、
すっと出てくるような数字、どうしてもこれは部下に聞かなければいけないような数字と、
おそらく4つぐらいあるのだろうと思うのですが、常に頭の中に入っている、あるいは手
帳を出せば、すぐに見られるような数字をきちんと意識しておく。それをしっかり意識
し始めると、その数字が生きてくるのですね。そして、その数字がどんどんいい意味で減
ってきたり、適正化されたりするわけです。だから、先ほど答えが出なかったことを責め
るわけではないのですが、すぐ答えが出ないときは、そういうことに対する関心がないと
いうかですね。やはり、この区の償却資産がどのぐらいの規模なのか、そして、せっかく
の区民の税金でつくった資産を、どうやって丁寧に長く生かして有効に使っていくのかと。
そのためには、どれだけの修繕費なり、維持費をつけていけばいいのかと。そういった発
想をしていくと。それが多分、おそらく複式簿記にしていくところの意味だろうと思って、
決して私は企業会計がいい、優れているとは思っていないのですね。ですから、官庁会計
でもいいところはたくさんありますし、おそらく、この7割8割は十分だろうと思います。
しかし、せっかく企業会計を導入されますから、そのいいところを理解して、両方とも

大事な数字は常に頭の中に入れておいて、常にこれをこうしたいのだという思いを持っていると、その数字がその方向に行くというのが私の実感でもありますから、ぜひそういったことを今日お集まりの皆様は意識していただければと思います。会計は最後はやはり人づくりの結果だと思しますので、ぜひそういうことで頑張ってくださいと思います。

○班長 今日是非常に難しいテーマをわかりやすく説明をいただいたことに対して感謝を申し上げたいと思いますし、また区民の外部評価モニターの方々から、非常に本質を突かれた、すべて、なるほどと思うご質問ばかりをいただきましたことを感謝申し上げて、この会を閉めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

○事務局 こちらの席から失礼いたします。

委員の先生方、また外部評価モニターの皆様、本日はありがとうございました。

まず外部評価モニターの皆様へのお願いでございますが、お手もとに今日、2つの施策を聞いていただきましたが、意見シートを2枚、それぞれ1枚ずつ、合計2枚をお配りしておりますが、こちらにつきましては、区の取り組みについてどのような感想を持たれたか、施策ごとに意見シートにご記入をいただきまして、本日、会場の出口におります職員にご提出をいただければと思います。どうしても今日はちょっと書き切れないということであれば、その旨を職員にお申しつけいただければと思いますので、お願いいたします。

また委員の先生方、ありがとうございました。本日の外部評価シートでございますが、こちらは7月20日までと。昨日と同様でございますが、外部評価モニターの皆様のご意見は送らせていただきますので、またあわせてよろしく願いいたします。

○班長 では、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 0時 10分 閉会